

§ 3. 下水道事業が市町村財政に及ぼす影響

- 1) 平成18年度に、総務省が下水道事業への繰出基準等の抜本的な見直しを行っており、「雨水公費・汚水私費」の原則から、汚水処理に関しても人口密度の低い、集合処理では経済的に成り立たない、使用料では賄いきれない地域については、汚水処理に関する元利償還に一般会計から繰出してもよいという基準に変更されました。見掛け上、下水道会計の収入は増加していますが、会計上の仕切りを変えただけで、実質、一般会計から繰出す金額が変わっておりませんので、その影響度合いは改善されていないと思います。
- 2) 例えば、地方自治体が提供するサービスの財源の基本である「地方税総額」に対する下水道会計への繰出額の割合を算出してみると、平成23年度におけるワースト50の市部の中に、2位に岩手県陸前高田市(83.3%)、4位に宮城県東松原市(63.1%)、5位に福島県南相馬市(58.7%)、12位に宮城県登米市(36.5%)、24位に宮城県石巻市(32.5%)、31位に宮城県角田市(29.7%)、41位に宮城県多賀城市(28.3%)、45位に宮城県塩竈市(26.7%)、46位に宮城県岩沼市(26.6%)と、なんと東日本大震災の被災地が9市もランクインしています。この9市のうち、陸前高田市(22年度が30.0%で第25位)と登米市(22年度が28.8%で第32位)を除く7市は、震災の影響で地方税が減少し、処理人口の減少(事業系汚水量の減少)に伴い使用料収入が減少、さらには管路の補修費が増加したため繰出額が大幅に増加したことにより、23年度における値が著しく上昇したのです。今後、人口減少・高齢化が進展する地方都市の下水道事業で起きる課題を先取りしたものと考えられます。
- 3) 平成19年以降、金利5%以上の高金利で政府系資金からの借金に関し、**6.3兆円規模で、補償金免除で繰上げ償還が認められ、実質1.1兆円近い金利、利息分が軽減されています。そのうち45%は下水道債ですから、下水道事業者にとって5千億円程度もの費用負担が軽減されたことになっています。**このような対処療法的な政策により、下水道事業者は、一息つける状態となっていますが、あくまで一過性のものであって、公営企業会計の見直しなどにより、財政上の問題点が明らかになるとともに、これからさらに処理区以内人口が減っていくと、支出に見合った使用料の大幅アップ、現在の2～5倍の金額まで上昇させざるを得なくなると思いますが、高齢者が増える中で可能なことなのでしょうか？

表－1 補償金免除繰上償還の実施状況(財政融資資金(旧資金運用部資金)のみ)

金額の単位は億円		平成19 年 度	平成20 年 度	平成21 年 度	平成22 年 度	平成23 年 度	平成24 年 度	計 (延べ)
新潟県	繰上償還額	241	463	198	60	61	71	1,094
	補償金免除額	45	113	51	13	14	12	248
	団体数	27	22	22	8	12	16	107
全 国	繰上償還額	12,852	13,255	6,191	2,068	1,279	2,617	38,262
	補償金免除額	2,471	3,652	1,443	538	288	525	8,917
	団体数	1,345	1,363	1,100	383	323	505	5,019

- 4) 一般家庭の下水使用料ですが、平成25年度、月20m³当たりで、全国で一番高い下水道施設が岐阜県揖斐川町で5,460円ですが、これでも必要な経費の19.6%しか回収できていません。揖斐川町では市町村設置型事業も実施しており、同じ使用料金で経費回収率は100.

3%です。

新潟県で一番高い使用料は4,200円で、魚沼市の公共下水道(控除前経費回収率142.2%)、特環下水道(同62.0%)、農業集落排水施設(同44.2%)、小規模集合排水(同26.5%)、個別排水(同18.1%)と村上市の農業集落排水施設(同31.0%)と個別排水処理施設(同76.9%)です。

「分流式下水道等に要する経費の控除前」(控除前)の経費回収率について、各事業において最も高いのは、公共下水道が魚沼市の142.2%、特定環境保全公共下水道も魚沼市の62.0%、農業集落排水事業が刈羽村の56.6%、漁業集落排水事業が粟島浦村の118.0%などであり、公営企業で実施している47事業体のうち、**100%以上は3事業体のみで、全事業体の80%に相当する75事業体が50%未満**です。

一方、「分流式下水道等に要する経費控除後」(控除後)の経費回収率について、公共下水道で6事業体、特定環境保全公共下水道で3事業体など合わせて13事業体が100%以上の値であり、「**下水道経営改善ガイドライン**」で早急に**改善が必要と判断される目安である80%未満が全事業体の74%に相当する70事業体**もあります。

足りない分は、一般会計等から繰り入れられており、平成25年度における30市町村合計で515億1,400万円、県民1人当たり2.2万円も下水道事業会計(農業集落排水事業等を含む)に繰り入れられています、個人設置型の浄化槽使用者など下水道や農業集落排水施設を利用していない人が納めた税金からも繰り出されていることを、行政はどう説明されるのでしょうか。

また、市町村別にみた場合、「地方自治体が提供する行政サービスの財源の基本である地方税」に対する「下水道会計への操出額」の割合は、阿賀町が58.6%で最も高く、次いで出雲崎町の52.4%、津南町の43.5%、関川村の41.5%、魚沼市の41.0%の順で、全体の加重平均で16.1%を占めています。

整備済の下水道施設について、持続性のある経営を行うために必要な使用料について、住民や議員、行政がもっと真剣に議論すれば、今の使用料では足りないということになるはずで、やはり浄化槽の方が安いということを住民が理解できると思いますが。

ある公認会計士は「民間にはもう一つの財布などなく、利子付きで金を借り、売った金で借金を返す。**下水道を使っていない人のお金まで流用しなければいけないなら、経営は成立していない。**」と指摘しています。

5) 平成25年度末の下水道債現在高は、新潟県全体で9,732億円で、住民1人当たり41.6万円となっており、市町村別に住民1人当たりをみると、最も多いが関川村の70.5万円、次いで湯沢町の65.4万円、村上市の65.3万円、津南町の62.6万円の順となっています。また、一般会計と公営企業会計等を合わせた地方債総額に占める下水道債の割合は、最も高いのが刈羽村の90.5%、次いで聖籠町の67.5%、湯沢町の59.1%など、**22市町村が3割を超えています。**

表－2 市町村における地方債現在高の内訳

単位 百万円 平成	一般会計等 A	公営企業 会計等 B	計 C	下水道債 D	B/C %	D/B %	D/C %
22年度	1,287,649	1,269,186	2,556,835	989,256	49.6	77.9	38.7
25年度	1,446,120	1,198,992	2,645,112	932,501	45.3	77.8	35.3

【数値の出所は、総務省、各年度の財政状況資料集】

- 3年間ににおける下水道債の平均減少額は189.18億円で、このペースで償還した場合、50年後の2064年に完済するペースです。
- 平成25年度末の下水道債現在高：28.1兆円÷1.26億人≒22.3万円/人
- 平成25年度末の地方債現在高に占める下水道現在高の割合：28.1÷201≒14.0%

【平成25年度末下水道債現在高】

	下水道債現在高	繰出額
流域下水道事業特別会計	: 407億3,200万円 (19億6,800万円)	
30市町村の合計値：下水道事業特別会計	: 9,325億0,100万円 (512億9,200万円)	
計	: 9,732億3,300万円 (532億6,000万円)	
平成25年度末現在、新潟県民1人当たり	41.6万円 (2.3万円)	
(2,341,907人)		

[集合処理区域内人口1人当たり	52.3万円 (2.9万円)
	(1,860,102人)←(出所は汚水処理人口普及率)	
	集合処理区域内接続人口1人当たり	60.4万円 (3.3万円)
	(1,611,245人)←(出所は汚水衛生処理率)	

上記以外に、市町村設置型浄化槽事業(長岡市、上越市、出雲崎町)
: 地方債の総額 3億8,900万円
繰出総額 4,700万円

新潟市、十日町市、糸魚川市及び南魚沼市は、浄化槽事業だけを分離し表示してはなく、下水道事業などに含まれて表示されている。

【平成22年度末下水道債現在高】

	下水道債現在高	繰出額
流域下水道事業特別会計	: 410億5,300万円 (16億5,800万円)	
30市町村の合計値：下水道事業特別会計	: 9,892億5,600万円 (495億3,900万円)	
計	: 10,303億0,900万円 (511億9,700万円)	
平成22年度末現在、新潟県民1人当たり	43.3万円 (2.2万円)	
(2,378,853人)		

[集合処理区域内人口1人当たり	57.1万円 (2.8万円)
	(1,805,940人)←(出所は汚水処理人口普及率)	
	集合処理区域内接続人口1人当たり	66.6万円 (3.3万円)
	(1,547,395人)←(出所は汚水衛生処理率)	

上記以外に、市町村設置型浄化槽事業(長岡市、上越市、出雲崎町)
: 地方債の総額 3億9,400万円
繰出総額 2,900万円

表-3 市町村別の下水道事業に係わる地方債と繰出額

住民基本台帳人口 1人当たりの下水道 現在高(万円/ 人) H25年度		下水道債現在高/ 地方債現在高(一般 会計等+公営企業会計 等):% H25年度		住民基本台帳人口 1人当たりの下水道 会計への繰出額 (万円/人)H25年度		下水道繰出額/ 公営企業総繰出額 % H25年度	
関川村	70.5	刈羽村	90.5	湯沢町	7.5	見附市	79.2
湯沢町	65.4	聖籠町	67.5	阿賀町	6.0	弥彦村	63.5
村上市	65.3	湯沢町	59.1	関川村	4.5	湯沢町	60.3
津南町	62.6	津南町	52.5	津南町	4.3	村上市	56.4
胎内市	54.5	加茂市	51.1	出雲崎町	4.3	出雲崎町	52.5
南魚沼市	53.5	村上市	50.1	妙高市	3.8	刈羽村	52.3
上越市	51.6	弥彦村	47.7	村上市	3.7	妙高市	51.2
阿賀町	50.3	見附市	42.5	弥彦村	3.5	津南町	50.8
聖籠町	49.0	胎内市	41.9	糸魚川市	3.4	聖籠町	50.7
弥彦村	45.8	小千谷市	41.9	刈羽村	3.3	加茂市	47.9
加茂市	44.1	上越市	40.8	南魚沼市	3.3	小千谷市	47.6
柏崎市	43.6	関川村	40.4	柏崎市	3.3	長岡市	47.6
新潟市	42.3	新発田市	37.9	小千谷市	3.0	田上町	47.5
阿賀野市	40.7	五泉市	37.9	聖籠町	2.8	阿賀町	46.8
妙高市	40.4	新潟市	36.3	佐渡市	2.8	関川村	46.3
魚沼市	40.1	南魚沼市	36.1	魚沼市	2.5	燕市	46.0
糸魚川市	39.6	妙高市	35.8	加茂市	2.2	柏崎市	44.4
佐渡市	38.4	阿賀野市	35.0	十日町市	2.2	糸魚川市	44.2
十日町市	36.9	柏崎市	32.4	上越市	2.1	南魚沼市	44.0
小千谷市	36.8	魚沼市	31.4	田上町	2.1	三条市	44.0
出雲崎町	36.7	田上町	31.4	長岡市	2.1	上越市	42.2
新発田市	35.5	燕市	31.2	見附市	1.9	新潟市	41.3
五泉市	32.4	出雲崎町	29.9	胎内市	1.9	十日町市	39.1
見附市	32.1	糸魚川市	29.1	阿賀野市	1.9	胎内市	39.1
燕市	26.2	十日町市	28.9	新潟市	1.8	新発田市	38.4
三条市	25.2	長岡市	28.1	燕市	1.7	五泉市	32.9
長岡市	24.7	三条市	26.3	新発田市	1.5	佐渡市	30.8
田上町	21.1	佐渡市	23.1	三条市	1.5	阿賀野市	30.5
刈羽村	8.4	阿賀町	18.7	五泉市	1.2	魚沼市	26.7
粟島浦村	5.0	粟島浦村	1.9	粟島浦村	0.0	粟島浦村	0.0
30市町村	39.8	30市町村	35.3	30市町村	2.2	30市町村	42.9

【数値の出所：財政状況資料集(平成25年度)、総務省】

(1) 下水道事業の長期的な収支

下水道事業の長期的な収支例を下図に示します。この図を説明すると、

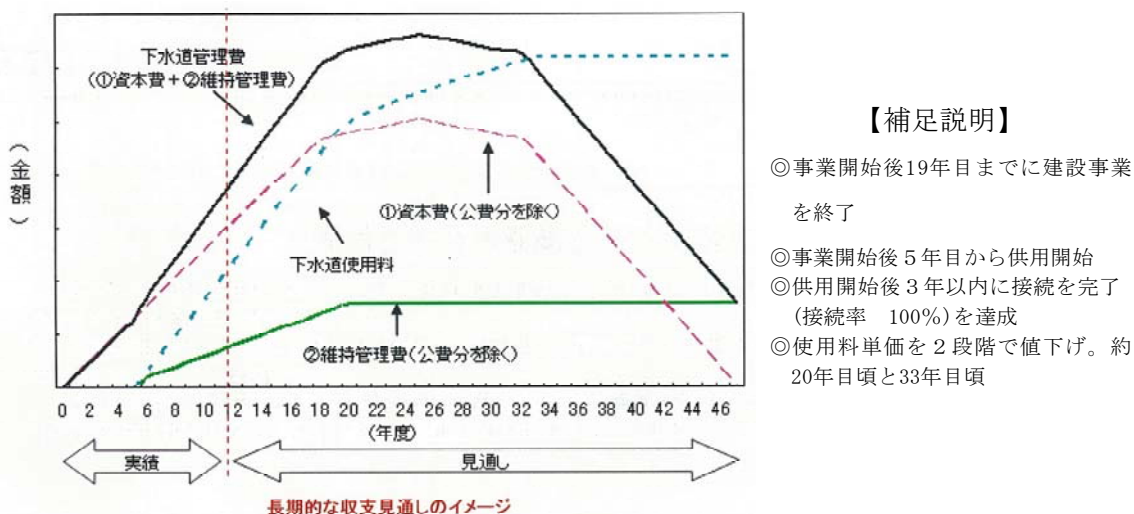
- ア. 資本費(地方債の元利償還費：赤い破線)は、建設事業の進捗に伴い17年目まで直接的に増加し、5年間程度高水準で推移後、減少し始め、ほぼ50年で完済する予定。
- イ. 維持管理費(緑の線)は、供用開始後から接続率の上昇に伴い増加し、接続率が100%になってからは一定額で推移
- ウ. したがって、各年度ごとの下水道管理費(資本費+維持管理費：黒の実線)は、両者を合わせた額となる(支出)。一方、単年度ごとの収入は、使用料の線(青色の破線)で表すように推移します。したがって、年度ごとの収支は

事業開始後32年目頃までは赤字(経費回収率100%未満)
 33年目でトントン(経費回収率100%)
 34年目以降、黒字(経費回収率100%超え)となる。

- エ. 更新までの間(供用開始後50年間)に、32年目以前の累積赤字と、34年目以降の累積黒字が釣り合わなければ、現在発言権のない世代に負債を残すこととなります。

大都市を除く、地方都市の下水道事業では、現在の使用料水準だと、単年度当たり収支を黒字(経費回収率100%以上)にすることも難しく、事業開始後50年間における全収支も黒字になることが事実上不可能に近いと推測されています。

- オ. たとえ、収支がとれても、更新のための建設事業費は、誰が負担するのでしょうか？



図ー1 長期的な収支見通しのイメージ(出典：国交省 HP)

- 1) 平成21年1月30日付け日本下水道新聞のなかで真柄泰基氏は、水の安全保障に関する記述の中で、「わが国は、水道に依存する社会となったのである。すなわち、水道は止められない社会になったのであるから、その期待に応えられる強靱なハードと高度なマネジメント能力を有する水道に発展しているべきである。しかし、耐震化にしろ、老朽化した施設の更新は遅々として進んでいない、その理由は、資金不足である。なぜ資金不足を招来したのか。施設の更新を前提とした水道料金を設定し、収入の一部を積み立てておかなかったからである。」と述べられています。

2) また、玉真俊彦氏は著書で、下水道事業の経営状況について次のように述べています。

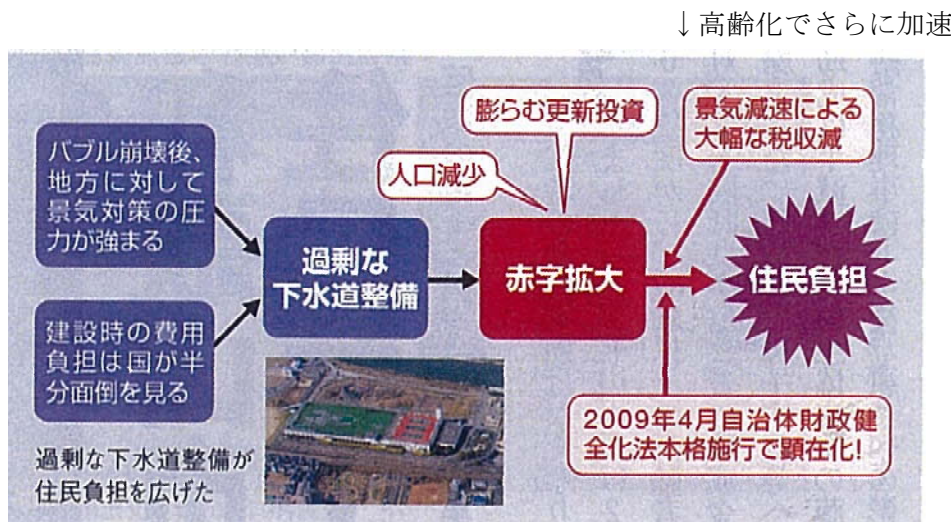
(出典：玉真俊彦、「管があぶない 疲弊する上下水道を救え」、ぎょうせい、平成23年9月)

下水道事業の経営状況は自治体によってずいぶん異なるが、その差には目をつぶってここではオールジャパンでみてみよう。

下水道管を含む下水道への建設投資は、1990年代、折からの内需拡大政策もあってピークを迎え、1998(平成10)年度には全国の総事業費は予算ベースで4.88兆円に達した。全国の下水道事業が抱える債務残高は約31兆円で、このうち下水道使用料で回収すべき残高はその約半分、15兆円(支払利息を含めるとその約1.5倍、22.5兆円)程度と考えられる。

一方、下水道使用料の収入は年間約1.5兆円で、そのうち3分の2は維持管理費にあてられるので、起債償還に回せる分は残りの0.5兆円程度でしかない。そうすると、現在の下水道使用料水準で行く限り、だいたい45年でようやく返済し終える借金を現在抱えている計算となる。

全国の下水道管の平均年齢は約20歳なので、下水道管の法定耐用年数50年を迎える30年後、2040(平成52)年には、まだ当初の敷設工事費の借金が残っている。つまり、将来の更新に備えた資金の内部留保ができないのはもちろんのこと、法定耐用年数の到来に合わせて更新を行っていけば、借金が未来永劫、雪だるま式に増えていくことを意味する。これを解決するには、今ある下水道管をできるだけ長く持たせるか、下水道使用料を値上げするか、いずれかしか打つ手がない。



図－2 過剰な下水道整備が自治体財政の圧迫要因に

【出典：週刊東洋経済、下水道の巨額借金、2009年2月21号(第6188号)】

(2) 「公営企業会計の適用の推進」と「公営企業債の償還年限の延長」

○ 総務省自治財政局、平成27年2月18日付け報道資料、「平成27年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等」では、以下のように示されている。

【第6 地方公営企業】

1. 地方公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の強化に資するため、次の事項にご留意いただきたい。

(1)～(2) 略

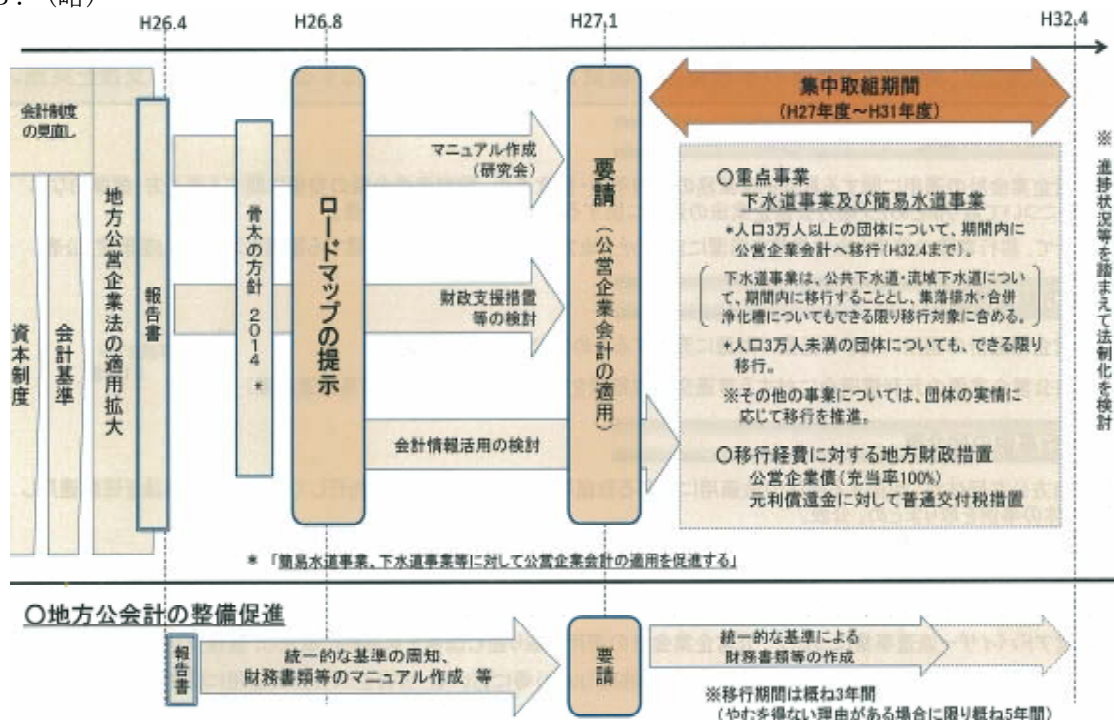
(3) 長期的な収支見通しに基づき安定的な経営を行うことができるよう、財政融資資金に係る公営企業債のうち上下水道事業等について、**施設の耐用年数等を踏まえて償還年限を延長**することとしていること。

2. 各公営企業が現下の厳しい経営環境を踏まえ、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化等に取り組むに当たっては、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」を踏まえ、公営企業の中長期的な基本計画である「経営戦略」を企業ごとに策定し、それに基づく計画的かつ合理的な経営を行うこと。

(2) 「公営企業会計の適用の推進について」(平成27年1月27日付け総務大臣通知)及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」(平成27年1月27日付け総務省自治財政局長通知)等を踏まえ、平成27年度から平成31年度までの5年間で下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として公営企業会計への移行に適切に取り組むこと。

3. (略)



図－3 公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ(平成26年8月発出)

公共下水道のうち、法適用済みは、新潟市、長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市、妙高市、魚沼市、胎内市及び聖籠町の計10市町で、残り14市町は法非適用である。

【公営企業会計の適用の推進】

【出典：菊池保（総務省自治財政局準公営企業室下水道事業係長（併）下水道経営係長）、下水道協会誌、pp. 50～56、Vol. 52、No. 630、2015/04】

- 公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増しつつある中で、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に的確に取り組むためには、公営企業会計を適用し、財務諸表の作成等を通じて、自らの経営・資産等を正確に把握することが必要となります。

公営企業会計の適用が企業の将来の経営基盤の強化に資する点を踏まえ、**公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、これに要する経費について公営企業債の対象として**おります。

具体的な措置としては、公営企業会計の適用拡大に係る集中取組期間である平成27年度から平成31年度の間、公営企業会計の適用に直接必要な経費（基礎調査、基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費等）を発行対象とし、充当率100%、民間等資金、償還期限10年以内で起債できることとしております。

下水道事業に対する公営企業会計の適用にあつては、当該公営企業債の元利償還金に対し、建設改良費に係る下水道事業債に準じた普通交付税措置を講じることとしております。なお、平成26年度までに公営企業会計の適用に係る事務に着手した団体で、平成27年度以降、当該経費に公営企業債を充当しない団体にあつては、引き続き従来の特別交付税による財政措置の対象とする経過措置を設けることとしております。

【公営企業債の償還年限の延長】

【出典：菊池保（総務省自治財政局準公営企業室下水道事業係長（併）下水道経営係長）、下水道協会誌、pp. 50～56、Vol. 52、No. 630、2015/04】

- 地方公営企業においては、施設等の建設または改良時に発行した企業債の償還期間と耐用年数との間に差があることにより、構造的に資金不足が発生しております。

地方公営企業が、長期的な収支見通しに基づき安定的な経営を行うためには、企業債の償還期間と施設等の耐用年数とのギャップを縮小することが必要となります。

事業等		平成26年度 償還年限	平成27年度以降 償還年限
水道事業		30 (30)	40 (40)
交通事業	都市高速鉄道事業	30 (30)	40 (40)
港湾整備事業	埠頭用地	20 (30)	40 (40)
	上屋	20 (25)	31 (31)
	荷役機械	15 (15)	17 (17)
病院事業・介護サービス事業	医療・看護用機械器具	5 (—)	10 (10)
下水道事業		30 (30)	40 (40)

※ ()内は利率見直し方式における償還年限

※ 据置期間については、現行どおりとする。

※ 上記は最長の償還年限であり、各地方公共団体においては、地方債を財源として整備する施設等の耐用年数の範囲内で適切な償還年限を設定

そのため、平成27年度以降に同意等を受けて発行する公営企業債のうち、公的資金を充当するものについて、施設の耐用年数等を踏まえて償還年限を延長しております。

建設改良費の財源とするために発行する下水道事業債のうち、財政融資資金を充当するものについては、固定金利方式・利率見直し方式いずれも最長の償還年限を30年から40年に延長(据置期間については、現行どおり5年以内)しており、地方公共団体金融機構資金を充当するものについては、利率見直し方式を選択する場合のみ償還期間を30年から40年に延長(据置期間については、現行どおり5年以内)しております。

【今後の経営健全化への取り組み】

【出典：菊池保(総務省自治財政局準公営企業室下水道事業係長(併)下水道経営係長)、下水道協会誌、pp. 50～56、Vol. 52、No. 630、2015/04】

- 快適で潤いのある生活環境の創出と河川や湖などの公共用水域の水質保全のため、下水道の整備は極めて重要です。

そのためには、現実的な見通しに基づく収支計画を踏まえて適切な事業の実施に努めるとともに、新たな事業を始めるにあたっては、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択し、計画的・効果的に整備を行うことが重要となってきます。

また、人口減少や将来の需要予測等も踏まえ、各種処理施設の整備区域内の適切な見直しに取り組むとともに、低コストの整備手法についても検討する必要があります。

さらに、既存施設の更新に当たっては、施設・設備の長寿命化、処理場の統廃合、事業の広域化・共同化等の検討を行い、効率化に努める必要があります。

使用料や経費回収率については各団体でばらつきがありますが、その中でも一般会計からの多額の繰入に依存している事業にあっては、地方公共団体の健全な財政運営や税負担の公平性の観点からも、その必要性・妥当性について対財政当局のみならず、議会・住民の皆様方に対して、十分に説明をし、理解を得ていくことが、今後の下水道事業の着実な推進のために必要になるものと考えています。

そのためにも、下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計を導入することで、正確な損益・資産等の状況及び資産の現状(施設の老朽化等の状況)を把握する必要があります。

総務省としては、去る1月27日に各地方公共団体に対して、平成27年度から平成31年度までの5年間で、公営企業会計に移行されるよう要請したところであり、下水道事業については、特に、資産の規模が大きく、住民生活に密着したサービスを提供していることから重点事業としているところです。

各地方公共団体におかれては、本通知の趣旨を踏まえ、公営企業会計の適用に取り組んでいただくようお願いいたします。

(3) 汚水処理原価と経費回収率

主な生活排水処理事業における汚水処理原価は、下表に示すとおりです。

汚水処理原価とは、汚水処理費（維持管理費^注と資本費^注の合計）を年間総有収水量で除して算出した値で、事業経営の効率性を検討する際の指標の一つとして用いられています。

なお、平成18年度以降、**汚水処理費は、汚水処理に要する経費から操出基準に基づく他会計が負担すべき額を除いたものをいいます。**

表－4 汚水処理原価(控除後)等の推移

H18以降の汚水処理原価は 控除後の値		平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 20年度	平成 22年度	平成 24年度	平成 25年度
公 共 下 水 道	資 本 費	130.45	129.87	102.78	88.93	82.69	80.27	78.86
	維持管理費	66.53	66.36	65.91	66.32	64.95	66.31	66.75
	汚水処理原価	196.99	196.23	168.69	155.25	147.64	146.57	145.61
	使用料単価	130.76	132.05	133.25	134.22	134.97	135.45	136.10
	経費回収率	66.4	67.3	79.0	86.5	91.4	92.4	93.5
	家庭用使用料	—	—	—	2,552	2,606	2,640	2,653
特定環境 保全公共 下 水 道	資 本 費	363.91	357.59	224.40	160.58	133.65	125.00	117.29
	維持管理費	151.72	146.75	141.91	137.37	132.63	139.16	135.95
	汚水処理原価	514.63	504.35	366.31	297.95	266.48	264.16	253.23
	使用料単価	143.64	145.60	147.00	151.90	154.73	156.73	157.18
	経費回収率	27.9	28.9	40.1	51.0	58.1	59.3	62.1
	家庭用使用料	—	—	—	2,867	2,898	2,923	2,933
農業集落 排水事業	資 本 費	319.38	337.41	209.55	129.79	95.77	92.56	90.70
	維持管理費	182.75	182.93	178.83	185.44	184.73	198.46	199.33
	汚水処理原価	502.13	520.34	388.38	315.23	280.51	291.02	290.03
	使用料単価	130.75	134.03	136.40	141.81	143.56	147.23	148.01
	経費回収率	26.0	25.8	35.1	45.0	51.2	50.6	51.0
	家庭用使用料	—	—	—	3,049	3,068	3,085	3,090
漁業集落 排水事業	資 本 費	316.99	315.68	220.79	138.28	112.11	111.38	100.98
	維持管理費	258.75	251.21	249.92	264.25	263.28	275.20	287.28
	汚水処理原価	575.74	566.89	470.72	402.53	375.39	386.58	388.25
	使用料単価	149.38	149.67	152.21	156.56	158.30	162.13	162.31
	経費回収率	25.9	26.4	32.3	38.9	47.2	41.9	41.8
	家庭用使用料	—	—	—	2,983	3,022	3,040	3,045
林業集落 排水事業 ＋簡易排 水事業＋ 小規模集 合	資 本 費	542.81	605.36	349.73	247.93	295.71	200.21	210.29
	維持管理費	299.23	313.45	319.32	322.43	344.71	360.18	358.00
	汚水処理原価	842.04	918.81	669.05	570.36	640.42	560.40	568.29
	使用料単価	161.79	162.15	161.31	168.87	174.00	176.28	175.72
	経費回収率	19.2	17.6	24.1	29.6	27.2	31.5	30.9
	家庭用使用料	—	—	—	3,183	3,250	3,253	3,240
特定地域 生活排水 処理事業 ＋個別排 水処理事 業	資 本 費	57.01	62.00	46.27	27.17	27.42	29.44	31.51
	維持管理費	204.52	212.72	212.57	215.17	219.16	228.30	229.88
	汚水処理原価	261.53	274.73	258.84	242.34	246.58	257.75	261.39
	使用料単価	135.34	138.85	143.06	148.28	150.70	153.21	155.04
	経費回収率	51.8	50.5	55.3	61.2	61.1	59.4	59.3
	家庭用使用料	—	—	—	3,220	3,222	3,223	3,226

注) 平成18年度以降は、資本費から(借換債＋資本費平準化債)分をもって償還した額及び繰上償還額を控除したものである。数値の出所は、総務省資料、「平成16～25年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」

表－５ 汚水処理原価(控除前)等の推移

H18以降の汚水処理原価は 控除前の値		平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 20年度	平成 22年度	平成 24年度	平成 25年度
公 共 下 水 道	資 本 費	130.45	129.87	—	94.24	111.47	109.32	108.14
	維持管理費	66.53	66.36	—	88.93	64.95	66.31	66.75
	汚水処理原価	196.99	196.23	—	183.17	176.42	175.63	174.89
	経費回収率	66.4	67.3	—	73.3	76.5	77.1	77.8
特定環境 保全公共 下 水 道	資 本 費	363.91	357.59	—	337.33	324.86	317.59	310.06
	維持管理費	151.72	146.75	—	137.37	132.63	139.16	135.95
	汚水処理原価	514.63	504.35	—	474.70	457.49	456.75	446.01
	経費回収率	27.9	28.9	—	32.0	33.8	34.3	35.2
農業集落 排水事業	資 本 費	319.38	337.41	—	344.37	326.11	324.31	319.40
	維持管理費	182.75	182.93	—	185.44	184.73	198.46	199.33
	汚水処理原価	502.13	520.34	—	529.81	510.84	522.77	518.73
	経費回収率	26.0	25.8	—	26.8	28.1	28.2	28.5
漁業集落 排水事業	資 本 費	316.99	315.68	—	351.17	355.54	361.45	350.30
	維持管理費	258.75	251.21	—	264.25	263.28	275.20	287.28
	汚水処理原価	575.74	566.89	—	615.42	618.82	636.65	637.58
	経費回収率	25.9	26.4	—	25.4	25.5	25.5	25.5
林業集落 ＋簡易排 水＋小規 模集合	資 本 費	542.81	605.36	—	665.20	734.03	593.07	603.71
	維持管理費	299.23	313.45	—	322.43	344.71	360.18	358.00
	汚水処理原価	842.04	918.81	—	987.63	1078.74	953.25	961.71
	経費回収率	19.2	17.6	—	17.1	16.1	18.5	18.3
特定地域 生活排水 処理＋個 別排水	資 本 費	57.01	62.00	—	72.79	82.25	87.19	88.71
	維持管理費	204.52	212.72	—	215.17	219.16	228.30	229.88
	汚水処理原価	261.53	274.73	—	287.96	301.41	315.49	318.59
	経費回収率	51.8	50.5	—	51.5	50.0	48.6	48.7

注1) 【平成18年度における地方財政措置の見直し】

<p>汚水処理原価：有収水量1 m³当たりの汚水処理費で、汚水処理費は維持管理と資本費とに分けられる。(円/m³)</p> <p>維持管理費：汚水処理施設の維持管理に要する経費で、具体的には人件費、動力費、薬品費、施設補修費、管渠清掃費及びその他の維持管理によって構成されている。</p> <p>資 本 費：地方公営企業法適用事業にあつては、原価償却費、企業債等支払利息及び企業債取扱諸費等の合計額。一方、地方公営企業法非適用事業にあつては、地方債元利償還額及び地方債取扱諸費等の合計額である。</p> <p>使用料単価：有収水量1 m³当たりの使用料収入で、使用料の水準を示す。(円/m³)</p> <p>経費回収率：汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標である。下水道の経営は、経費の負担区分を踏まえて汚水処理費すべてを使用料によって賄うことが原則である。(%)</p> <p>経費回収率＝([使用料]／[汚水処理費])×100</p> <p>家庭用使用料：正式には一般家庭使用料といい、一般会計において1カ月当たり20 m³使用した場合に下水道使用料として徴収される金額である。</p>
--

家庭用使用料は、独立採算の原則が適用されているにもかかわらず、前述の汚水処理原価の値とは逆に、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽の順に高くなる傾向となっています。この差額分は、現在、一般会計等から下水道事業会計に繰り入れられており、16年度以降年々減少傾向で、平成25年度における一般会計繰出金は全国総額で前年度より303

億円増の1兆7,925億円(24年度末1兆7,621億円)となっています。なお、下水道債現在高は、平成13年度(33.4兆円)までは年々増加していましたが建設投資額の減少に伴い減少する傾向が認められ、平成25年度末における値は28.1兆円(24年度末28.9兆円)です。

公共下水道の場合、汚水処理費のうち使用料で回収されている割合は、年々上昇し、平成25年度における全国平均値が93.5%(平成24年度92.4%)ですが、処理区内人口の減少や有収水密度の低下に伴い著しく低下する傾向が認められます。

また、全施設における汚水処理費に対する使用料回収率は、平成17年度までは60%の前半の値でその伸び率も年1%未満と低率でしたが、平成18年度が74.3%、20年度が82.3%、22年度が87.5%、23年度が87.1%、24年度が88.2%、25年度が89.4%と、この7年間で著しく上昇しています。

この要因は、平成18年度に行われた「公営企業繰出基準の改正」に伴い「**汚水処理の資本費についても一般会計から繰出してもよくなったこと**」及び「**償還期間を延長することにより単年度当たりの償還費が安くなったこと(むしろ償還総額は増加)**」、さらに平成19年度からは「**公債費負担の軽減を目的として、公的資金において高金利(5%以上)の地方債を対象とし補償金免除で繰上償還が認められたこと(利払減免)**」によるものと考えられます。すなわち、使用料で回収すべき経費の範囲を狭めたこと、債務の実質的な先送りなどによる効果であり、事業主体である市町村の実質的な財政負担が改善されたたわけではありません。

【年利5%以上の地方債を対象とした補償金免除繰上償還の効果、H19～24年度】

表-6 下水道債の借入先別、利率別の状況 【単位：億円】

【単位：億円】	平成18年度末 A	平成20年度末	平成24年度末	平成25年度末 B	B/A
合 計	326,910	318,620	289,434	280,873	0.86
主な借入先					
政府資金	193,023(59%)	173,276(54%)	146,745(51%)	141,848(51%)	0.73
公営公庫※1	99,757(31%)	93,063(29%)	87,006(30%)	85,082(30%)	0.85
市中銀行	6,030(2%)	11,495(4%)	18,469(6%)	17,630(6%)	2.92
市場公募債	24,906(8%)	25,292(8%)	25,589(9%)	24,887(9%)	1.00
その他 ※2	3,194(1%)	15,494(5%)	11,626(4%)	11,426(4%)	3.58
利 率：%					
起債前借	—	1,857(1%)	1,633(1%)	1,462(1%)	—
1.0%未満		9,490(3%)	20,711(7%)	24,233(7%)	↑
1.0≦～<2.0	236,018	94,687(30%)	97,827(34%)	97,321(34%)	1.07
2.0≦～<3.0	(72%)	128,031(40%)	117,162(40%)	111,876(40%)	↓
3.0≦～<4.0		23,607(7%)	18,443(6%)	17,132(6%)	—
4.0≦～<5.0	41,797(13%)	37,156(12%)	26,683(9%)	23,055(9%)	0.55
5.0≦～<6.0	16,884(5%)	12,679(4%)	3,967(1%)	3,318(1%)	0.20
6.0≦～<7.0	19,812(6%)	9,260(3%)	2,736(1%)	2,270(1%)	0.11
7.0≦～<7.5	11,144(3%)	1,719(1%)	272(0%)	202(0%)	0.02
7.5≦～<8.0	829	100	0.31	2.34	0.00
8.0≦～	427	32	0.12	3.87	0.01

【出典：総務省、各年度の地方公営企業決算の概要】

※1：平成19年度までは公営企業金融公庫資金、平成20年度から地方公営企業等金融機構、平成21年6月からは地方公共団体金融機構、

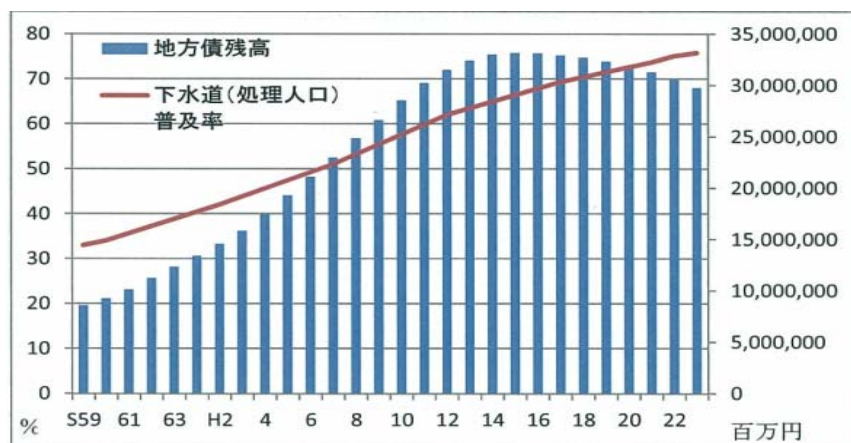
※2：市中銀行以外の金融機関、共済組合など

※：平成25年度末の政府系資金の内訳：財政融資が99,637億円(35%)、郵貯が90億円(0.0%)、簡保が42,121億円(15%)

表一 7 下水道事業における企業債現在高等の推移 単位：億円

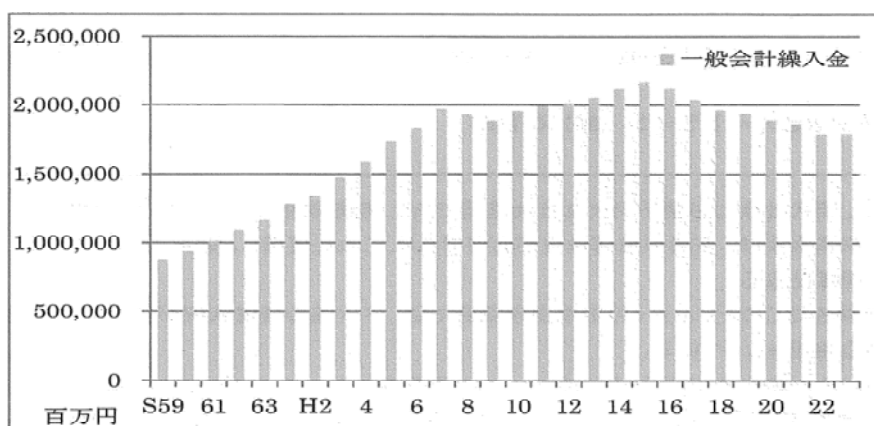
単位：億円	企業債現在高	他会計繰入金	建設投資額
平成12年度	314,817	20,117	41,693
13年度	334,072	20,531	37,602
14年度	329,969	21,203	34,047
15年度	331,417	21,718	30,859
16年度	331,081	21,239	27,160
17年度	329,170	20,358	24,659
18年度	326,910	19,609	22,784
19年度	323,053	19,330	21,155
20年度	318,620	18,860	20,018
21年度	312,656	18,623	18,988
22年度	305,474	17,911	16,413
23年度	297,625	17,952	15,556
24年度	289,434	17,621	15,471
25年度	280,873	17,925	15,497

数値の出典は
総務省、地方
公営企業決算
の概要



図一 4 下水道普及率と地方債現在高の推移

(出典：下水道経営サポート検討会(座長 滝沢智東京大学大学院教授)、第3回資料(H25.12/19))
(H23年度の29.8兆円の内訳：公共が26.4、流域が1.5、農集が1.8、漁集が0.784、林集が0.013、特排が0.509)



図一 5 下水道事業への一般会計繰入金の推移

(出典：下水道経営サポート検討会(座長 滝沢智東京大学大学院教授)、第3回資料(H25.12/19))

表－8 家庭用使用料の推移

	公共下水道 (20m ³ /月)	農業集落排水施設 (20m ³ /月)	浄化槽 (月当たり)
平成17年度	2,442円	2,989円	3,157円
平成18年度	2,481円	3,010円	3,152円
平成19年度	2,519円	3,032円	3,163円
平成20年度	2,551円	3,050円	3,176円
平成21年度	2,585円	3,057円	3,169円
平成22年度	2,605円	3,069円	3,183円
平成23年度	2,629円	3,086円	3,187円
平成24年度	2,643円	3,085円	3,198円
平成25年度	2,654円	3,090円	3,195円

【出典：総務省、地方公営企業年鑑】

浄化槽は、浄化槽市町村整備推進事業における値である。

表－9 処理区域内人口別の使用料及び回収率

公共下水道 処理区域内人口	一般家庭用使用料 20m ³ (円/月)		使用料回収率 (%)	
	平成23年度	平成25年度	平成23年度	平成25年度
都道府県及び政令市	2,074	2,106	106.5	109.3
30万人以上～	2,153	2,188	92.4	93.7
10万人以上～30万人未満	2,131	2,150	88.8	90.0
5万人以上～10万人未満	2,336	2,413	83.1	86.4
3万人以上～5万人未満	2,498	2,521	79.0	81.3
1万人以上～3万人未満	2,747	2,747	69.0	72.0
～1万人未満	2,936	2,974	53.6	57.5
平均	2,629	2,654	91.1	93.5

【数値の出所：総務省、平成23&25年度地方公営企業年鑑】

表－10 下水道事業会計への他会計からの繰出額の推移

(単位：億円)

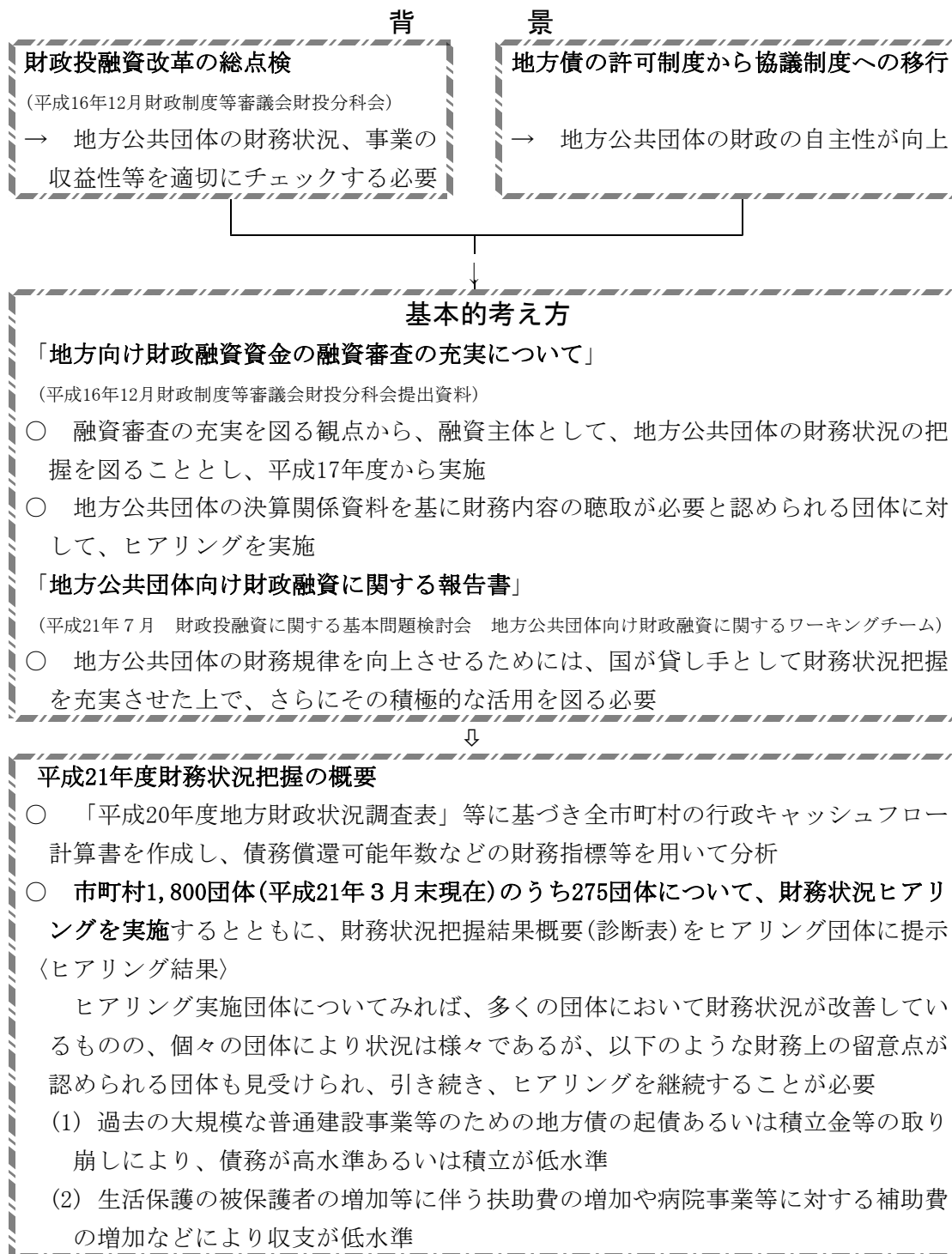
年 度	他会計 繰出金	内 訳			汚水処理費に対する使用料収入の割合(回収率)
		雨水処理 負担金	汚水処理費と使用料収入の差額	そ の 他	
平成17年度	20,358	6,618(33%)	8,394(41%)	5,346(26%)	62.4%
平成18年度	19,609	6,331(32%)	4,906(25%)	8,372(43%)	74.3%
平成19年度	19,330	6,228(32%)	4,249(22%)	8,853(46%)	77.3%
平成20年度	18,860	6,056(32%)	3,129(17%)	9,675(51%)	82.3%
平成21年度	18,623	5,938(32%)	2,677(14%)	10,008(54%)	84.5%
平成22年度	17,911	5,925(33%)	2,134(12%)	9,852(55%)	87.5%
平成23年度	17,952	5,840(33%)	2,194(12%)	9,918(55%)	87.1%
平成24年度	17,621	5,781(33%)	1,993(11%)	9,847(56%)	88.2%
平成25年度	17,925	5,781(32%)	1,791(10%)	10,353(58%)	89.4%

【総務省：平成17～25年度地方公営企業年鑑】

注1) その他とは、当該企業の経営に伴う収入によらず一般会計による負担によってその経営を賄うことが認められている経費で、雨水処理費、分流式下水道等に要する経費等に要する経費などである。

【財政融資資金の融資先としての地方公共団体の財務状況把握(財務省)】

【出典：平成22年6月30日開催の財政制度等審議会 財政投融资分科会の配布資料】



【地方公共団体向け財政融資財務状況把握ハンドブック】

財政融資資金の償還確実性を確認するに当たっては、普通会計債、公営企業債ともに借り手は地方公共団体であることから、普通会計及び公営企業会計を合わせた地方公共団体全体を把握の対象とする必要がある。行政キャッシュフロー計算書は普通会計を直接の対

象としているが、これを利用して団体全体の債務償還能力を把握することが可能である。なぜなら、行政キャッシュフロー計算書では、地方公営企業の債務償還能力が不足した場合、公営企業に対する普通会計からの操出金の増加、もしくは普通会計の将来の財政負担額(資金不足額)の増加の形で捉えられるためである。

したがって、公営企業に係わる財務状況把握は、地方公共団体の債務償還能力に公営企業がどの程度影響を与えるか、その要因は何かという観点から行われ、公営企業に対する操出金や公営企業の資金不足額が普通会計の債務償還能力に及ぼす影響が分析の対象とされている。

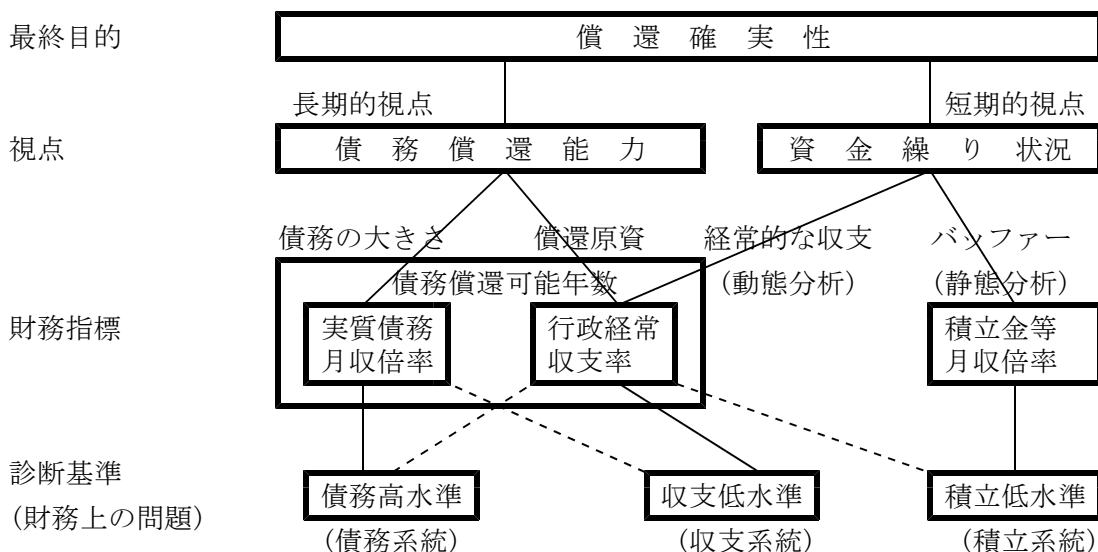


図-6 償還確実性と「財務上の問題」の関係

【出典：財務省、地方公共団体向け財政融資財務状況把握ハンドブック】

- 債務償還可能年数**は、債務償還能力を表す指標で、実質債務が償還原資となる行政経常収支(キャッシュフロー)の何年分あるかを示したものである。**債務償還能力は、債務償還可能年数が短いほど高く、債務償還可能年数が長いほど低い**といえる。なお、行政経常収支がゼロ若しくは赤字の場合には償還原資がないことを表しており、**財務上の問題がある**といえる。
- 実質債務月収倍率**は、実質債務の大きさを表す指標で、実質債務が行政経常月収(=行政経常収入÷12)の何ヶ月分に相当するかを示している。実質債務月収倍率が高いほど、身の丈(行政経常収入)に比べて実質債務が大きいことを表している。
- 積立金等月収倍率(月)**は、積立金等(現金預金及びその他特定目的基金)が行政経常月収の何ヶ月分あるかを示している。資金繰りに係るリスクに対する備えとして、どれだけの厚みをもって**バッファ資金を積み立てられているかという耐久余力**を表している。
- 行政経常収支率(%)**とは、行政経常収入に対する行政経常収支の割合である。行政経常収支率は、行政経常収入からどの程度の**償還原資を生み出しているかという償還原資の獲得能力**を表すと同時に、**経常的な収入で経常的な支出を賄っているかという経常的な資金繰り状況**を表している。一般的には、行政経常収支率が高ければ、債務償還能力は高く、かつ、資金繰り状況も良好であると考えられる。

【平成24年度の判断基準等】

(1) 経営状況悪化傾向の判断基準

「基準外繰入前経常損益(注)」の推移を基に判断

(注)総務省が示す基準を超えて、公営企業が一般会計から繰り入れた基準外繰入金を控除した経常損益

↓ 悪化傾向にあるとき

(2) 要処理事案の適用基準

- 債務償還可能年数(実質債務÷償還キャッシュ)
一定以上の場合(30年超え) → 文書照会
- さらに、決算値と
収支計画の各項目 及び 類似企業の平均経営指標を比較し
一定以上の乖離(それぞれ20%以上、40%以上) → 文書注意

【下水道事業(357企業)にかかる監査結果の概要】

(1) 経営状況が悪化傾向(66企業)となっている主な要因

- 原価を適正に反映した料金設定を行っていない
- 老朽化による修繕費の増加
- 経済的理由等で接続が進まず、水洗化率が低迷 ほか

(2) 要処理事案(22件)について、提出された改善策の主な内容

- 料金の改定を実施または料金改定の予定時期を明示
- 料金の改定の検討・努力を行う
- 接続率・水洗化率の向上に努力
- 滞納者の対する各戸訪問や広報活動を通じた回収強化
- 包括的民間委託等による維持管理費の削減
- コンビニエンスストアからの料金収納を開始 ほか

【上水道事業(54企業)にかかる監査結果の概要】

(1) 経営状況が悪化傾向(11企業)となっている主な要因

- 原価を適正に反映した料金設定を行っていない
- 老朽化による修繕費の増加
- 大口使用者の移転、高齢化世帯の増加等による有収水量の減少 ほか

(2) 要処理事案について、提出された改善策

- ※ 要処理事案 該当なし

【一般家庭使用料】

一般家庭において1カ月当たり20m³使用した場合に下水道使用料として徴収される金額である。ただし、戸割、人頭割り等の使用料を設定している団体にあつては、世帯員数を3人とした場合、浄化槽の人槽区分別に使用料を設定している団体においては、5人槽の場合(5人槽の区分のない団体にあつては最も小さい人槽区分)の使用料としている。また、地区別等、複数の使用料体系を設定している場合は、一番有収水量の多い使用料体系での額としている。

表-11 一般家庭使用料(円/(20m³・月))の分布(平成25年度)

一般家庭使用料 平成25年度	公 共 下 水 道	特定環境保 全下水道	農業集落 排水施設等	小 計	浄化槽 事 業	合 計
範 囲	756～ 5,250	871～ 5,460	900～ 7,612	756～ 7,612	1,155～ 6,200	756～ 7,612
～1,000以下	5 (0.4%)	1 (0.1%)	4 (0.3%)	10 (0.3%)	0	10 (0.3%)
1,000超え～ 2,000以下	238 (20.3%)	70 (9.7%)	83 (6.9%)	391 (12.7%)	24 (5.8%)	415 (11.8%)
2,000超え～ 2,500以下	248 (21.2%)	129 (17.9%)	146 (12.2%)	523 (16.9%)	43 (10.4%)	566 (16.2%)
2,500超え～ 3,000以下	303 (25.9%)	185 (25.7%)	297 (24.8%)	785 (25.4%)	103 (24.8%)	888 (25.3%)
3,000超え～ 4,000以下	334 (28.5%)	280 (38.8%)	553 (46.2%)	1,167 (37.8%)	189 (45.5%)	1,356 (38.7%)
4,000超え～ 5,000以下	41 (3.5%)	54 (7.5%)	100 (8.4%)	195 (6.3%)	49 (11.8%)	244 (7.0%)
5,000超え～	2 (0.2%)	2 (0.3%)	13 (1.1%)	17 (0.6%)	7 (1.7%)	24 (0.7%)
計	1,171 (100%)	721 (100%)	1,196 (100%)	3,088 (100%)	415 (100%)	3,503 (100%)

- 数値の出所は、総務省「平成25年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」
- 農業集落排水施設等とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水処理施設及び小規模集合排水処理施設を合わせたもの。
- 756円は埼玉県戸田市(控除前経費回収率は84.8%)
871円は沖縄県石垣市(控除前経費回収率は10.4%)
900円は沖縄県宮古島市と与那国町(控除前経費回収率は6.9～42.0%)
1,155円は埼玉県秩父市(控除前経費回収率は65.4%)

表-12 一般家庭使用料(円/(20m³・月))が上位の事業者(平成25年度、降順)

平成25年度		一般家庭 使 用 料 円/20m ³ ・月	経費回収率：%		処理区 域内人 口密度 人/ha	地方債 現在高 千円/人
上位 事業体 団 体 名	事業名		控除後	控除前		
1	福井県小浜市	7,612	104.3	63.6	20	504
2	福岡県小竹町	6,720	80.7	46.2	8	321
3	秋田県湯沢市	6,200	75.5	61.5	42	131
4	山梨県早川町	6,000	61.4	61.4	7	66
5	福島県下郷町	5,800	37.6	36.8	29	529
6	北海道網走市	5,712	105.2	74.0	465	205
7	福岡県行橋市	5,700	74.6	47.5	19	401
8	福岡県上毛町	5,670	53.4	35.1	24	372

9	岐阜県揖斐川町	特環下水	5,460	19.6	19.6	51	607
9	揖斐川町	農業集落	5,460	21.4	20.4	9	479
9	揖斐川町	特定地域	5,460	100.3	100.3	1	243
9	揖斐川町	個別排水	5,460	95.5	95.5	6	139
13	福島県大玉村	農業集落	5,407	121.2	55.1	19	308
14	福岡県築上町	公共下水	5,250	1.4	1.2	11	4,917
14	築上町	特環下水	5,250	81.8	46.0	43	432
14	築上町	農業集落	5,250	93.3	48.7	23	452
14	岐阜県垂井町	農業集落	5,250	62.8	44.8	36	161
14	秋田県横手市	特定地域	5,250	96.1	81.1	1	110
14	三重県伊賀市	特定地域	5,250	82.1	82.1	0	157
20	広島県三次市	特定地域	5,145	70.4	64.1	16	88
21	長野県小海町	農業集落	5,100	45.8	37.7	5	255
22	長野県中川村	公共下水	5,040	61.7	38.8	18	571
22	中川村	農業集落	5,040	50.1	29.2	25	774
22	中川村	小規模集	5,040	27.2	17.6	34	1,349
25	熊本県五木村	農業集落	5,000	35.5	24.3	21	416
26	熊本県菊池市	特定地域	4,920	87.5	76.4	0	103
27	広島県東広島市	特定地域	4,910	92.7	77.4	0	72
28	北海道芽室町	個別排水	4,900	75.1	46.8	0	159
29	北海道夕張市	公共下水	4,880	77.5	26.8	11	488
30	北海道美唄市	公共下水	4,865	84.7	54.3	18	727
30	美唄市	特環下水	4,865	54.4	31.5	12	1,248
30	美唄市	個別排水	4,865	79.1	57.6	0	122
33	北海道三笠市	公共下水	4,840	83.3	83.3	14	518
34	岩手県一戸町	特定地域	4,830	133.3	133.3	3	131
35	山形県長井市	特定地域	4,810	69.2	69.2	0	153
36	北海道芦別市	公共下水	4,808	99.4	81.8	18	355
37	岐阜県池田町	公共下水	4,800	40.9	36.3	24	418
37	京都府舞鶴市	特環下水	4,800	39.7	22.2	16	1,174
37	舞鶴市	農業集落	4,800	64.3	40.9	18	705
37	舞鶴市	漁業集落	4,800	53.1	37.6	34	345
37	舞鶴市	特定地域	4,800	62.9	62.9	100	40
37	舞鶴市	個別排水	4,800	47.0	37.4	16	639
37	北海道北竜町	農業集落	4,800	139.3	81.5	16	372
37	北竜町	個別排水	4,800	78.1	65.2	0	194
37	福島県三島町	農業集落	4,800	72.3	67.4	10	257
37	岐阜県池田町	農業集落	4,800	55.8	34.9	12	470
47	岩手県奥州市	特定地域	4,795	74.7	60.9	0	139
48	北海道浦臼町	特環下水	4,788	77.4	28.1	12	642
49	広島県三次市	農業集落	4,777	45.6	31.5	21	584
50	福島県須賀川市	特定地域	4,752	65.8	47.8	0	152
51	長野県南牧村	特環下水	4,728	59.4	19.7	18	531
52	福島県会津美里町	公共下水	4,725	81.6	44.7	28	420
52	会津美里町	特環下水	4,725	100.0	29.7	22	275
52	会津美里町	農業集落	4,725	77.7	28.9	11	361
55	島根県飯南町	特環下水	4,725	50.1	25.7	25	1,051
55	飯南町	農業集落	4,725	71.4	39.3	15	397
55	飯南町	特定地域	4,725	65.9	55.3	82	119
55	飯南町	個別排水	4,725	84.3	59.3	48	237
55	三重県松阪市	農業集落	4,725	42.3	26.6	22	310
55	三重県伊賀市	農業集落	4,725	100.0	41.6	17	718
55	広島県尾道市	漁業集落	4,725	35.5	17.5	22	823
55	岐阜県郡上市	小規模集	4,725	82.4	61.4	14	19
55	福島県小野町	特定地域	4,725	45.8	45.8	283	116
64	茨城県桜川市	農業集落	4,724	83.5	36.7	16	262

【数値の出所は、総務省「平成25年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」】

【経費回収率】

経費回収率は、汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標である。下水道の経営は、経費の負担区分を踏まえて汚水処理費すべてを使用料によって賄うことが原則である。したがって、経費回収率は、下水道事業の経営を最も端的に表している指標といえよう。

類型別使用料等の概況をみると、供用開始後年数が小さいほど、回収率は小さくなっている。これは、供用開始後間もない事業体においては、有収水量が少なく、汚水処理費の多くを賄えない状況にあるためと思われる。このような事業体では、汚水処理費すべてを使用料の対象経費とすると、その結果、使用料が著しく高額となるため、過度的に使用料の対象とする資本費の範囲を限定している場合がある。しかし、汚水処理費については、経費の負担区分に基づき一般会計等が負担する経費を除き、維持管理、資本費にかかわらず、使用料対象経費とすべきことが原則である。よって、有収水量の確保を図ることにより、早急に資本費を使用料対象経費とするよう努めるべきである。

また、供用開始後間もない団体にあっても、少なくとも維持管理費は使用料により回収すべきである。経費回収率(維持管理費)が100%を下回っている団体は、早急に、組織の簡素合理化、定員管理の適正化、業務の民間委託等を推進することにより、経費の徹底的な抑制を図る一方、使用料の適正化を図ることにより、回収率の向上に取り組む必要がある。なお、平成18年度から「分流式下水道等に要する経費」が新設されたが、当該操出しは不採算経費に対するものであるため、より経費回収率を明確化するために、汚水処理費から分流式下水道等に要する経費を控除する前の経費回収率を掲載している。

表-13 平成25年度における事業別、経費回収率(維持管理費)の分布

経費回収率% (維持管理費)	公 共 下水道	特 環 下水道	農 業 集 落	漁 業 集 落	林 業 集 落	簡 易 排 水	小規模 集 合	計 (割合)
～≦ 50	30	92	199	77	15	12	38	463 (15%)
50<～≦100	196	263	545	70	9	12	29	1,124 (36%)
100<～≦150	366	213	133	18	2	1	7	740 (24%)
150<～≦200	285	79	19	2	0	1	0	386 (13%)
200<～	294	74	3	0	0	0	4	375 (12%)
計 平均値 %	1,171 203.9	721 115.6	899 74.3	167 56.5	26 47.5	26 47.2	78 50.2	3,088
100%未満の自 治体数と割合	225 19.2%	352 48.8%	741 82.4%	146 87.4%	24 92.3%	24 92.3%	67 85.9%	1,579 51.1%

【数値の出所は、平成25年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要、総務省】

- 経費回収率が100.0%は、公共下水道事業と漁業集落排水事業で1事業、特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業で3事業の計8事業である。

表-14 平成25年度における事業別、経費回収率(控除後)の分布

経費回収率 (控除後) %	公 共 下水道	特 環 下水道	農 業 集 落	漁 業 集 落	林 業 集 落	簡 易 排 水	小規模 集 合	小 計
～≦ 10	6	11	6	5	0	0	5	33
10<～≦ 20	14	41	56	20	8	1	19	159
20<～≦ 30	40	48	111	26	5	7	18	255
30<～≦ 40	70	74	130	27	5	2	5	313
40<～≦ 50	64	78	126	32	4	6	7	317
50<～≦ 60	94	92	126	20	2	3	6	343
60<～≦ 70	137	95	114	6	0	2	4	358
70<～≦ 80	162	74	73	9	1	1	4	324
80<～≦ 90	175	63	66	8	0	0	2	314
90<～<100	178	64	37	8	0	2	2	291
=100	18	10	7	0	1	1	0	37
100<～	213	71	47	6	0	1	6	344
計 平均回収率%	1,171 93.5	721 62.1	899 51.0	167 41.8	26 29.3	26 43.4	78 29.7	3,088
100未満	940 80.3%	640 88.8%	845 94.0%	161 96.4%	25 96.2%	24 92.3%	72 92.3%	2,707 87.7%

経費回収率 (控除後) %	集 合 処 理 施 設	特 定 地 域 生 活	個 別 排 水	合 計
～≦ 10	33	6	0	39 (1.1%)
10<～≦ 20	159	10	3	172 (4.9%)
20<～≦ 30	255	14	16	285 (8.1%)
30<～≦ 40	313	23	21	357 (10.2%)
40<～≦ 50	317	43	33	393 (11.2%)
50<～≦ 60	343	50	24	417 (11.9%)
60<～≦ 70	358	42	16	416 (11.9%)
70<～≦ 80	324	22	17	363 (10.4%)
80<～≦ 90	314	30	7	351 (10.0%)
90<～<100	291	14	3	308 (8.8%)
=100	37	5	3	45 (1.3%)
100<～	344	10	3	357 (10.2%)
計 平均回収率%	3,088	269 60.2	146 53.8	3,503 (100.0%)
100未満	2,707 87.7%	254 94.4%	140 95.9%	3,101 (88.5%)

【数値の出所は、平成25年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要、総務省】

表-15 平成25年度における事業別、経費回収率(控除前)の分布

経費回収率 (控除前) %	公 共 下水道	特 環 下水道	農 業 集 落	漁 業 集 落	林 業 集 落	簡 易 排 水	小規模 集 合	小 計
~ ≤ 10	10	34	32	15	5	1	22	119
10 < ~ ≤ 20	55	125	222	57	11	1	27	498
20 < ~ ≤ 30	152	187	315	40	5	9	20	728
30 < ~ ≤ 40	169	167	193	29	5	6	4	573
40 < ~ ≤ 50	170	89	75	11	0	3	1	349
50 < ~ ≤ 60	172	58	36	6	0	2	2	276
60 < ~ ≤ 70	112	27	12	3	0	1	1	156
70 < ~ ≤ 80	100	11	4	1	0	1	0	117
80 < ~ ≤ 90	88	3	4	1	0	0	0	96
90 < ~ < 100	58	10	1	2	0	1	0	72
=100	1	1	0	0	0	0	0	2
100 < ~	84	9	5	2	0	1	1	102
計 平均回収率%	1,171 77.8	721 35.2	899 28.5	167 25.5	26 19.3	26 29.8	78 16.3	3,088
100未満	1,086 92.7%	711 98.6%	894 99.4%	165 98.8%	26 100.0%	25 96.2%	77 98.7%	2,984 96.6%

経費回収率 (控除前) %	集合処 理施設	特定地 域生活	個 別 排 水	合 計
~ ≤ 10	119	7	0	126(3.6%)
10 < ~ ≤ 20	498	10	14	522(14.9%)
20 < ~ ≤ 30	728	26	27	781(22.3%)
30 < ~ ≤ 40	573	56	38	667(19.0%)
40 < ~ ≤ 50	349	45	35	429(12.2%)
50 < ~ ≤ 60	276	44	15	335(9.6%)
60 < ~ ≤ 70	156	39	7	202(6.0%)
70 < ~ ≤ 80	117	19	5	141(5.8%)
80 < ~ ≤ 90	96	12	1	109(3.1%)
90 < ~ < 100	72	4	1	77(2.2%)
=100	2	2	1	5(0.1%)
100 < ~	102	5	2	109(3.1%)
計 平均回収率%	3,088	269 50.2	146 40.1	3,503(100.0%)
100未満	2,984 96.6%	262 97.4%	143 97.9%	3,389(96.7%)

【数値の出所は、平成25年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要、総務省】

表-16 控除前の経費回収率が上位の事業者(平成25年度、降順)

平成25年度 上位 事業者 団体名	事業名	一般家庭 使用料 円/20m ³ ・月	経費回収率：%		供用開 始後年 年	地方債 現在高 千円/人	
			控除前 (降順)	控除後			
1	愛知県蒲郡市	特環下水	2,194	190.5	190.5	21	508
2	大阪府池田市	特環下水	1,291	187.2	187.2	35	78
3	東京都福生市	公共下水	1,008	180.2	180.2	36	83
4	長野県野沢温泉村	公共下水	3,820	169.7	170.6	52	286
5	群馬県長野原町	特環下水	2,100	169.7	169.7	6	0
6	北海道根室市	公共下水	4,116	164.0	164.0	29	128
7	千葉県柏市	特環下水	2,250	155.3	155.3	20	203
8	東京都多摩市	公共下水	1,974	150.3	150.3	48	12
9	新潟県魚沼市	公共下水	4,200	142.2	142.5	22	424
10	埼玉県上里町	公共下水	2,068	141.5	141.5	4	691
11	福島県伊達市	農業集落	3,423	137.9	137.9	34	0
12	北海道釧路市	公共下水	4,297	137.6	137.6	54	175
13	北海道滝川市	公共下水	3,845	137.0	189.2	38	263
14	兵庫県尼崎市	公共下水	1,636	136.9	136.9	55	88
15	三重県伊賀市	公共下水	2,520	135.1	135.1	18	3
16	長野県宮田村	農業集落	3,885	134.7	134.7	29	118
17	大阪府岸和田市	特環下水	2,740	134.4	134.4	15	6,379
18	岩手県一戸町	特定地域	4,830	133.3	133.3	11	131
19	千葉県酒々井町	特環下水	2,163	132.4	132.4	32	177
20	東京都小金井市	公共下水	1,102	129.7	129.7	41	15
21	兵庫県川西市	公共下水	2,047	126.6	149.2	40	101
22	東京都府中市	公共下水	867	125.4	125.4	41	20
23	北海道帯広市	公共下水	2,835	125.1	125.1	54	173
24	茨城県五霞町	公共下水	2,835	124.3	124.3	29	84
25	長崎県時津町	公共下水	3,108	124.1	189.6	24	178
26	大阪府東大阪市	公共下水	1,992	123.8	123.8	46	340
27	東京都調布市	公共下水	1,218	123.4	123.4	42	26
28	埼玉県滑川町	特定地域	3,150	123.3	123.3	2	120
29	東京都昭島市	公共下水	1,286	122.2	123.2	36	54
30	宮城県仙台市	公共下水	1,830	121.8	121.8	50	208
31	長野県売木村	農業集落	4,000	121.4	121.4	16	648
32	茨城県ひたちなか市	公共下水	4,410	121.1	121.1	23	0
33	北海道函館市	公共下水	2,877	120.4	120.4	65	249
34	静岡県御殿場市	特定地域	3,880	120.4	120.4	1	0
35	北海道苫小牧市	公共下水	2,190	120.0	120.0	55	189
36	大阪府泉佐野市	公共下水	2,415	119.3	119.3	23	882
37	東京都東京都	公共下水	1,974	119.2	119.2	62	192
38	大阪府箕面市	公共下水	1,858	118.7	118.7	45	41
39	千葉県白井市	公共下水	2,100	118.4	118.4	36	34
40	京都府京都市	公共下水	1,921	118.1	118.1	80	250
41	新潟県粟島浦村	漁業集落	3,780	118.0	137.5	30	50
42	大阪府守口市	公共下水	1,962	116.7	116.7	48	106
43	福岡県那珂川町	公共下水	3,250	116.7	116.7	39	79
44	北海道千歳市	公共下水	2,177	116.6	116.6	38	130
45	青森県黒石市	公共下水	3,861	116.5	116.5	25	364
46	兵庫県伊丹市	公共下水	1,648	116.4	116.4	45	199
47	新潟県村上市	漁業集落	3,465	115.4	115.4	28	0
113	大阪府茨木市	特定地域	1,837	100.0	100.0	1	279
114	北海道中川町	個別排水	3,030	100.0	100.0	1	4
115	福岡県北九州市	公共下水	2,146	99.9	99.9	51	169

【数値の出所は、総務省「平成25年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」】

表-17 控除前の経費回収率が下位の事業体(平成25年度、昇順)

平成25年度 下位 事業体 団 体 名	事業名	一般家庭 使用料 円/20m ³ ・月	経費回収率：%		供用開 始後年 年	地方債 現在高 千円/人	
			控除前 (降順)	控除後			
1	奈良県高取町	特環下水	2,100	0.8	1.9	6	2,045
2	埼玉県美里町	公共下水	2,040	1.1	2.8	1	833
3	福岡県築上町	公共下水	5,250	1.2	1.4	2	4,917
4	宮城県石巻市	漁業集落	3,412	2.0	2.6	10	1,910
5	福島県金山町	特環下水	3,150	2.1	2.1	1	2,115
6	山梨県丹波山村	小規模集	1,200	2.4	4.6	17	3,087
7	茨城県銚田市	公共下水	3,570	2.7	3.2	1	890
8	大阪府千早赤阪村	特環下水	2,331	3.1	5.3	17	3,285
9	長崎県雲仙市	小規模集	2,190	3.1	6.4	10	1,770
10	福島県檜葉町	特環下水	2,520	3.3	11.4	20	404
11	福岡県小竹町	公共下水	3,990	3.4	4.7	2	2,393
12	岩手県大槌町	公共下水	2,520	3.6	4.4	15	2,017
13	北海道泊村	漁業集落	1,010	3.6	6.3	11	1,276
14	福井県おおい町	小規模集	1,995	3.7	24.5	10	993
15	兵庫県宍粟市	小規模集	3,800	3.7	16.1	10	1,682
16	北海道泊村	特環下水	1,010	3.8	5.7	11	1,461
17	埼玉県皆野・長瀬 <small>上下水道組合</small>	特定地域	2,052	4.2	4.2	1	82
18	山梨県丹波山村	特環下水	1,200	4.3	4.3	27	1,222
19	和歌山県御坊市	特環下水	3,045	4.3	6.7	3	3,025
20	青森県新郷村	農業集落	1,680	4.3	5.3	12	720
21	長崎県佐世保市	漁業集落	2,940	4.3	7.3	13	1,378
22	岐阜県白川村	小規模集	2,500	4.3	20.4	14	651
23	大阪府柏原市	特定地域	1,953	4.3	4.3	1	145
24	宮城県女川町	漁業集落	3,360	4.4	10.2	11	1,239
25	岩手県西和賀町	農業集落	2,730	4.5	5.6	11	1,368
26	京都府亀岡市	小規模集	2,835	4.5	8.6	14	2,850
27	青森県弘前市	小規模集	3,004	4.6	7.7	16	2,770
28	福島県相馬市	農業集落	2,730	4.7	11.0	13	1,821
29	高知県香南市	漁業集落	1,780	4.9	10.7	15	819
30	奈良県平群町	農業集落	2,520	5.0	7.8	8	1,066
31	岩手県陸前高田市	公共下水	3,255	5.1	19.3	15	1,425
32	大分県国東市	農業集落	2,670	5.4	38.8	13	676
33	秋田県仙北市	林業集落	2,625	5.5	10.9	16	540
34	山梨県小菅村	特環下水	2,520	5.6	5.6	26	971
35	和歌山県有田市	漁業集落	2,100	5.6	18.8	10	1,699
36	兵庫県香美町	小規模集	4,378	5.9	16.0	11	4,915
37	青森県新郷村	特環下水	1,680	6.1	6.7	16	721
38	兵庫県豊岡市	小規模集	2,887	6.1	19.2	18	2,385
39	愛知県清須市	公共下水	2,730	6.2	7.0	2	782
40	大阪府河内長野市	特環下水	2,226	6.3	11.8	12	1,896
41	兵庫県市川町	特環下水	3,570	6.3	7.6	4	972
42	宮崎県諸塚村	特環下水	2,100	6.3	13.7	12	565
43	北海道旭川市	農業集落	3,116	6.3	10.6	13	791
44	鳥取県鳥取市	小規模集	2,272	6.3	24.6	12	1,611
45	山梨県市川三郷町	農業集落	2,540	6.5	14.8	14	2,212
65	熊本県小国町	小規模集	3,675	7.6	7.6	9	1,355
66	北海道枝幸町	漁業集落	2,730	7.8	16.6	19	815
67	新潟県佐渡市	農業集落	4,100	8.0	12.1	7	1,443
68	京都府与謝野町	農業集落	2,400	8.0	9.2	12	1,064
69	島根県雲南市	簡易排水	2,604	8.0	15.6	14	1,625

【数値の出所は、総務省「平成25年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」】

【処理人口1人当たりの地方債現在高】

平成25年度末の地方債現在高を処理区域内人口で除したものの。

表-18 処理区域内人口1人当たり地方債残高(千円)の分布(平成25年度)

1人当たりの地方債残高：千円/人	公共下水道	特定環境保全下水道	農業集落排水施設等	小計	浄化槽事業	合計
範囲	0～ 4,917	0～ 11,439	0～ 7,633	0～ 11,439	0～ 1,600	0～ 11,439
0	1 (0.1%)	4 (0.6%)	27 (2.3%)	32 (1.0%)	7 (1.7%)	39 (1.1%)
0超え～ 100以下	67 (5.7%)	9 (1.2%)	45 (3.8%)	121 (3.9%)	84 (20.2%)	205 (5.9%)
100超え～ 200以下	173 (14.8%)	26 (3.6%)	81 (6.8%)	280 (9.1%)	175 (42.2%)	455 (13.0%)
200超え～ 400以下	444 (37.9%)	149 (20.7%)	348 (29.1%)	941 (30.5%)	121 (29.2%)	1,062 (30.3%)
400超え～ 600以下	308 (26.3%)	274 (38.0%)	327 (27.3%)	909 (29.4%)	23 (5.5%)	932 (26.6%)
600超え～ 800以下	118 (10.1%)	138 (19.1%)	176 (14.7%)	432 (14.0%)	4 (1.0%)	436 (12.4%)
800超え～ 1,000以下	31 (2.6%)	57 (7.9%)	83 (6.9%)	171 (5.5%)	0	171 (4.9%)
1,000超え～	29 (2.5%)	64 (8.9%)	109 (9.1%)	202 (6.5%)	1 (0.2%)	203 (5.8%)
計	1,171 (100%)	721 (100%)	1,196 (100%)	3,088 (100%)	415 (100%)	3,503 (100%)

1人当たりの地方債残高：千円/人	特定地域生活排水	個別排水処理施設	浄化槽事業	農業集落排水施設等とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水処理施設及び小規模集合排水処理施設を合わせたもの。
0	3 (1.1%)	4 (2.7%)	7 (1.7%)	
0超え～ 100以下	70 (26.0%)	14 (9.6%)	84 (20.2%)	平均値 公共下水道 243
100超え～ 200以下	144 (53.5%)	31 (21.2%)	175 (42.2%)	特定環境保全公共下水道 528 農業集落排水施設 456
200超え～ 400以下	48 (17.8%)	73 (50.0%)	121 (29.2%)	漁業集落排水施設 425 林業集落排水施設 417
400超え～ 600以下	4 (1.5%)	19 (13.0%)	23 (5.5%)	簡易排水処理施設 231 小規模集合排水処理施設 1,272
600超え～ 800以下	0	4 (2.7%)	4 (1.0%)	特定地域生活排水処理施設 107 個別排水処理施設 205
800超え～ 1,000以下	0	0	0	千円/人
1,000超え～	0	1 (0.7%)	1 (0.2%)	
計	269 (100%)	146 (100%)	415 (100%)	

【数値の出所は、総務省「平成25年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」】

表-19 1人当たりの地方債現在高が上位の事業者(平成25年度、降順)

平成25年度 上位 事業者 団体名	事業名	処理区域 内人口1 人当たり の地方債 千円/人	処理区 域内人 口 人	供用開 始後年 年	水洗化 率 %	施 設 利用率 %	
1	北海道鹿追町	特環下水	11,439	16	20	100.0	48.5
2	長野県木祖村	小規模集	7,633	25	16	100.0	0.7
3	青森県青森県	特環下水	6,412	492	23	53.3	7.1
4	大阪府岸和田市	特環下水	6,379	52	15	73.1	105.9
5	静岡県静岡市	特環下水	6,011	33	21	30.3	66.9
6	北海道中標津町	特環下水	5,911	27	14	100.0	23.2
7	福岡県築上町	公共下水	4,917	102	2	15.7	0.6
8	兵庫県香美町	小規模集	4,915	46	11	82.6	17.5
9	青森県十和田市	特環下水	4,798	124	23	46.8	10.1
10	滋賀県長浜市	小規模集	3,903	27	15	100.0	25.0
11	秋田県仙北市	特環下水	3,504	64	22	98.4	—
12	大阪府千早赤阪村	特環下水	3,285	37	17	78.4	—
13	秋田県秋田県	特環下水	3,261	127	23	93.7	—
14	長野県根羽村	小規模集	3,200	21	18	81.0	36.9
15	新潟県湯沢町	特環下水	3,109	465	21	81.3	9.2
16	山梨県丹波山村	小規模集	3,087	16	17	100.0	70.0
17	和歌山県御坊市	特環下水	3,025	483	3	23.4	2.4
18	新潟県魚沼市	小規模集	2,910	18	10	100.0	50.0
19	京都府亀岡市	小規模集	2,850	57	14	100.0	75.0
20	青森県弘前市	小規模集	2,770	26	16	92.3	31.3
21	三重県明和町	農業集落	2,698	1,006	15	100.0	81.1
22	兵庫県川西市	特環下水	2,652	124	16	91.1	—
23	北海道上川町	特環下水	2,619	220	26	100.0	49.4
24	高知県須崎市	公共下水	2,427	1,761	32	70.9	19.7
25	徳島県阿南市	公共下水	2,417	2,144	3	47.2	16.7
26	福岡県小竹町	公共下水	2,393	382	2	36.6	—
27	兵庫県豊岡市	小規模集	2,385	146	18	82.9	—
28	石川県七尾市	小規模集	2,331	45	12	100.0	40.6
29	福島県福島市	特環下水	2,297	344	19	82.6	36.5
30	兵庫県篠山市	小規模集	2,248	44	16	93.2	43.3
55	新潟県新発田市	小規模集	1,771	34	3	67.6	—
83	新潟県佐渡市	農業集落	1,443	187	7	76.5	34.8
181	新潟県三条市	特環下水	1,062	7,152	15	61.8	39.3

【数値の出所は、総務省「平成25年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」】

特環下水道における(供用開始後年)

(処理区内人口/全体計画人口)

	H24年度時点	H24年度	H25年度	
北海道鹿追町	: (19年目)	(21/ 2,100)	(16/ 2,100)	- 5
大阪府岸和田市	: (14年目)	(52/ 575)	(52/ 575)	± 0
静岡県静岡市	: (20年目)	(34/ 44)	(33/ 44)	- 1
北海道中標津町	: (13年目)	(27/ 460)	(27/ 460)	± 0
青森県	: (22年目)	(546/58,500)	(492/58,500)	-54
青森県十和田市	: (22年目)	(129/ 1,600)	(124/ 1,600)	- 5
大阪府千早赤阪村	: (16年目)	(33/ 300)	(33/ 300)	± 0
秋田県仙北市	: (21年目)	(67/ 130)	(64/ 130)	- 3
秋田県	: (23年目)	(133/ 6,774)	(127/ 6,774)	- 6
北海道上川町	: (25年目)	(184/16,100)	(220/16,100)	+36
新潟県湯沢町	: (20年目)	(467/17,540)	(465/17,540)	- 2

【施設利用率】

晴天時平均処理水量を現在処理能力(晴天時)で除したもので、施設がどの程度利用されているかを示す指標の一つである。

$$\text{施設利用率} = (\text{現在晴天時平均処理水量}(\text{m}^3/\text{日})) / (\text{現在処理能力}(\text{m}^3/\text{日})) \times 100$$

表-20 施設利用率の分布(平成25年度)

施設利用率：%	公 共 下水道	特定環境保 全下水道	農業集落 排水施設等	小 計	浄化槽 事 業	合 計
範 囲	0～ 2,522	0～ 1,760	0～ 151	0～ 2,522	0～ 192	0～ 2,522
0 超え～ 10以下	5 (0.7%)	20 (3.9%)	8 (0.7%)	33 (1.4%)	6 (1.6%)	39 (1.4%)
10超え～ 30以下	56 (7.9%)	95 (18.4%)	147 (12.8%)	298 (12.6%)	34 (9.2%)	332 (12.1%)
30超え～ 50以下	207 (29.2%)	238 (46.1%)	431 (37.6%)	876 (36.9%)	138 (37.2%)	1,014 (37.0%)
50超え～ 70以下	294 (41.4%)	101 (19.6%)	416 (36.3%)	811 (34.2%)	85 (22.9%)	896 (32.7%)
70超え～ 90以下	106 (14.9%)	47 (9.1%)	109 (9.5%)	262 (11.0%)	33 (8.9%)	295 (10.8%)
90超え～ 100以下	15 (2.1%)	4 (0.8%)	22 (1.9%)	41 (1.7%)	69 (18.6%)	110 (4.0%)
100超え～	27 (3.8%)	11 (2.1%)	13 (1.1%)	51 (2.2%)	6 (1.6%)	57 (2.1%)
小 計	710 (100%)	516 (100%)	1,146 (100%)	2,372 (100%)	371 (100%)	2,743 (100%)
0	461	205	50	716	44	760
計	1,171	721	1,196	3,088	415	3,503

注1) 0は流域関連等で晴天時平均処理水量が不明を表す。

注2) 各事業の最大値は、公共下水道が宮城県石巻市(2,522)、特定環境保全公共下水道が山口県長門市(1,760)、農業集落排水施設が愛媛県西条市(151.4)、漁業集落排水施設が北海道猿払村(84.9)、林業集落排水施設が鳥取県鳥取市(131.3)、簡易排水処理施設が三重県津市(93.3)、小規模集合処理施設が鳥取県南部町と岡山県新見市(100)、特定地域生活排水処理施設が愛媛県上島町(143.2)、個別排水処理施設が北海道鹿追町(191.5)である。

注3) 数値の出所は、「平成25年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要(総務省)」

- 進捗率 = (現在処理区域内人口) / (全体計画人口) × 100
- 水洗化率 = (現在水洗便所設置済人口) / (現在処理区域内人口) × 100
- 有収率 = (年間有収水量) / (年間汚水処理水量) × 100

表一21 施設利用率(%)が低い事業体(平成25年度)

No.	平成25年度	事業名	施設利用率 %	供用開始後年 年	進捗率 %	水洗化率 %	有収率 %
1	熊本県南関町	特定地域	0.2	11	20.9	100.0	100.0
2	栃木県足利市	特環下水	0.5	23	118.4	86.9	48.4
3	福岡県築上町	公共下水	0.6	2	3.4	15.7	100.0
4	長野県木祖村	小規模集	0.7	16	28.4	100.0	86.6
5	静岡県藤枝市	特環下水	1.2	14	11.3	75.9	90.4
6	北海道浦幌町	特環下水	1.3	14	50.0	66.5	88.4
7	埼玉県皆野・長瀬上下水道組合	特定地域	1.9	1	1.2	0.0	100.0
8	和歌山県御坊市	特環下水	2.4	3	13.1	23.4	119.0
9	三重県四日市市	特環下水	4.7	17	94.2	64.3	100.0
10	岐阜県羽島市	特環下水	4.9	14	106.5	88.9	97.7
11	長野県木曾町	林業集落	5.1	17	56.0	78.6	100.0
12	三重県木曾岬町	特環下水	5.2	19	7.9	96.1	100.0
13	北海道芽室町	農業集落	5.2	36	64.1	94.1	85.0
14	長野県長野市	特環下水	5.4	19	91.0	76.3	97.3
15	広島県世羅町	特環下水	5.7	5	28.8	65.3	97.9
16	長野県木祖村	個別排水	6.2	17	3.0	100.0	100.0
17	長野県池田町	特環下水	6.9	14	93.0	86.9	85.3
18	青森県青森県	特環下水	7.1	23	0.8	53.3	56.9
19	大阪府柏原市	特定地域	7.1	1	5.8	100.0	100.0
20	北海道共和町	公共下水	7.2	10	95.9	56.6	58.8
21	静岡県菊川市	特環下水	7.5	10	47.1	76.4	93.9
22	長野県高山村	特環下水	7.6	20	83.7	89.5	100.0
23	山梨県甲府市	特環下水	7.7	16	99.3	89.2	65.4
24	静岡県三島市	特環下水	7.7	14	7.7	91.2	87.7
25	山口県山口市	特環下水	7.7	6	25.3	67.8	84.4
26	北海道占冠村	個別排水	8.0	12	148.8	28.8	100.0
27	茨城県銚田市	公共下水	8.1	1	33.4	9.9	104.6
28	高知県四万十町	簡易排水	8.3	19	31.7	100.0	88.0
29	福島県白河市	特定地域	8.6	10	73.5	100.0	100.0
30	青森県外ヶ浜町	特環下水	9.0	9	77.8	40.7	91.1
31	新潟県湯沢町	特環下水	9.2	21	2.7	81.3	82.2
57	新潟県阿賀野市	農業集落	12.3	33	75.3	69.9	87.5
65	新潟県十日町市	特定地域	13.5	8	19.4	100.0	100.0

○ 数値の出所は、総務省「平成25年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」

○施設利用率が「進捗率と水洗化率の積」よりも、著しく小さくなる要因としては、

- 計画時の水量原単位が著しく過多、上水使用量の減少(節水意識の向上)
- 事業系等の大口利用者が処理区域内から撤退、あるいは自家処理
- 人口減少の進展

などがあげられる。

このような視点で、整理した結果は次のとおりです。

表-22 事業の進捗状況等と比べ施設利用率(%)が低い事業体(平成25年度)

No.	平成25年度 (A/B)で昇順	事業名	供用開 始後年 年	施 設	進捗率	水洗化	B×C	A/D
				利用率 % A	% B	率 % C	/100 D	
1	栃木県足利市	特環下水	23	0.5	118.4	86.9	102.9	0.005
2	熊本県南関町	特定地域	11	0.2	20.9	100.0	20.9	0.010
3	長野県木祖村	小規模集	16	0.7	28.4	100.0	28.4	0.025
4	北海道浦幌町	特環下水	14	1.3	50.0	66.5	33.3	0.039
5	岐阜県羽島市	特環下水	14	4.9	106.5	88.9	94.7	0.052
6	三重県四日市市	特環下水	17	4.7	94.2	64.3	60.6	0.078
7	長野県長野市	特環下水	19	5.4	91.0	76.3	69.4	0.078
8	長野県池田町	特環下水	14	6.9	93.0	86.9	80.8	0.085
9	北海道芽室町	農業集落	36	5.2	64.1	94.1	60.3	0.086
10	山梨県甲府市	特環下水	16	7.7	99.3	89.2	88.6	0.087
11	長野県高山村	特環下水	20	7.6	83.7	89.5	74.9	0.101
12	長野県木曾町	林業集落	17	5.1	56.0	78.6	44.0	0.116
13	富山県富山市	特環下水	35	10.6	104.6	86.7	90.7	0.117
14	福島県白河市	特定地域	10	8.6	73.5	100.0	73.5	0.117
15	新潟県上越市	個別排水	7	40.8	333.3	100.0	333.3	0.122
16	岐阜県白川村	簡易排水	18	10.0	92.4	83.6	77.2	0.129
17	北海道共和町	公共下水	10	7.2	95.9	56.6	54.3	0.133
18	静岡県藤枝市	特環下水	14	1.2	11.3	75.9	8.6	0.140
19	北海道占冠村	個別排水	12	8.0	148.8	28.8	42.9	0.187
20	群馬県中之条町	農業集落	18	10.4	57.6	90.2	52.0	0.200
21	三重県多気町	特定地域	10	11.1	95.4	57.6	55.0	0.202
22	新潟県十日町市	個別排水	13	15.5	76.3	100.0	76.3	0.203
23	秋田県由利本荘市	個別排水	17	27.1	132.6	100.0	132.6	0.204
24	石川県志賀町	公共下水	14	9.4	85.5	53.2	45.5	0.207
25	静岡県菊川市	特環下水	10	7.5	47.1	76.4	36.0	0.208
26	北海道妹背牛町	特定地域	10	53.5	1,233.7	19.8	244.3	0.219
27	岐阜県飛騨市	特環下水	13	15.0	74.5	91.3	68.0	0.221
28	北海道清水町	公共下水	28	23.3	108.5	96.2	104.4	0.223
29	兵庫県養父市	個別排水	16	20.9	92.1	100.0	92.1	0.227
30	埼玉県滑川町	農業集落	16	16.9	79.7	93.4	74.4	0.227
31	石川県中能登町	個別排水	17	47.1	209.1	97.3	203.5	0.232
32	新潟県阿賀野市	農業集落	33	12.3	75.3	69.9	52.6	0.234
33	和歌山県那智勝浦町	特環下水	16	10.2	60.5	68.6	41.5	0.246
34	大阪府豊能町	個別排水	16	17.2	69.5	100.0	69.5	0.247
35	群馬県中之条町	特環下水	29	23.8	97.5	96.4	94.0	0.253
36	長野県南牧村	特環下水	20	22.1	91.9	94.4	86.8	0.255
37	和歌山県由良町	特環下水	12	26.5	125.6	81.9	102.9	0.258
38	山口県萩市	特環下水	11	25.8	109.7	90.7	99.5	0.259
39	高知県四万十町	簡易排水	19	8.3	31.7	100.0	31.7	0.262
40	兵庫県佐用町	個別排水	18	21.0	88.9	90.2	80.2	0.262
41	新潟県阿賀町	個別排水	16	18.5	69.6	100.0	69.6	0.266
42	新潟県柏崎市	特環下水	21	22.8	94.1	90.5	85.2	0.268
43	岐阜県高山市	個別排水	12	15.9	60.0	98.2	58.9	0.270
44	岩手県野田村	漁業集落	17	12.8	65.7	70.4	46.3	0.277
45	滋賀県栗東市	農業集落	16	19.7	72.2	97.9	70.7	0.279
46	群馬県草津町	公共下水	37	30.4	109.0	99.5	108.5	0.280
47	佐賀県小城市	個別排水	13	10.5	100.0	37.3	37.3	0.282
48	長野県小海町	農業集落	23	24.8	87.8	100.0	87.8	0.282
49	青森県外ヶ浜町	特環下水	9	9.0	77.8	40.7	31.7	0.284
50	長野県小谷村	特環下水	14	12.9	84.0	53.9	45.3	0.285

【数値の出所は、総務省「平成25年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」】

【有収率】

処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水の割合である。有収率が高いほど使用料徴収の対象とできない不明水が少なく、効率的であるといえることができる。

下水道においては、管渠の接続部分、マンホール等からある程度の不明水が流入することはやむを得ないものである。しかし、著しく有収率の低い団体にあつては、多量の不明水が発生する原因の究明とその削減に努める必要がある。不明水の発生理由としては、管渠の接続部分、マンホール等からの流入や、汚水升と雨水升の誤接続による雨水の流入、無届け排水設備からの汚水の流入、井戸水等の認定水量と実際の使用水量との誤差の発生等が考えられる。これらの有無を検証し、適切な対策を講じる必要がある。

$$\text{有収率} = (\text{年間有収水量}) / (\text{年間汚水処理水量}) \times 100$$

表-23 有収率の分布(平成25年度)

有収率：%	公 共 下 水 道	特定環境保 全下水道	農業集落 排水施設等	小 計	浄化槽 事 業	合 計
範 囲	20.0～ 302.2	0.0～ 248.3	0～ 272.2	0～ 302.2	100～ 100	0～ 302.2
0	0	1	2	3	0	3
0 超え～ 20以下	1 (0.1%)	3 (0.4%)	0	4 (0.1%)	0	4 (0.1%)
20 超え～ 40以下	7 (0.6%)	3 (0.4%)	3 (0.3%)	13 (0.4%)	0	13 (0.4%)
40 超え～ 60以下	26 (2.2%)	23 (3.2%)	22 (1.8%)	71 (2.3%)	0	71 (2.0%)
60 超え～ 80以下	268 (22.9%)	108 (15.0%)	113 (9.4%)	489 (15.8%)	0	489 (14.0%)
80 超え～ 100以下	808 (69.0%)	541 (75.0%)	993 (83.0%)	2,342 (75.8%)	415 (100.0%)	2,757 (78.7%)
100 超え～	61 (5.2%)	42 (5.8%)	63 (5.3%)	166 (5.4%)	0	166 (4.7%)
計	1,171 (100.0%)	721 (100.0%)	1,196 (100.0%)	3,088 (100.0%)	415 (100.0%)	3,503 (100.0%)

注1) 数値の出所は、「平成25年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要(総務省)」

注2) 各事業の範囲は、

公共下水道が 岩手県大槌町(20.0)～三重県玉城町(302.2)
 特定環境保全公共下水道が 長野県大町市(0.0)～福島県檜葉町(248.3)
 農業集落排水施設が 福島県北塩原村(21.8)～鳥取県岩美町(188.0)
 漁業集落排水施設が 岩手県大船渡市(0.0)～鳥取県岩美町(272.2)
 林業集落排水施設が 秋田県横手市(50.3)～福島県南会津町(109.8)
 簡易排水処理施設が 島根県雲南市(84.0)～青森県十和田市(107.5)
 小規模集合処理施設が 佐賀県鳥栖市(0.0)～鳥取県鳥取市(186.5)

なお、特定地域生活排水処理施設と個別排水処理施設は、すべての事業が100.0である。

表-24 汚水処理施設における有収水量と不明水量の推移 単位：千 m³

	年間総処理水量(A)	年間雨水処理水量	年間有収水量(B)	年間不明水量(C)	C/A %	有収率% B/(B+C)
平成16年度	14,356,598	1,429,284	10,458,864	2,468,449	17.2	80.9
平成17年度	13,925,030	1,080,918	10,632,781	2,211,331	15.9	82.8
平成18年度	14,550,587	1,288,514	10,765,326	2,496,748	17.2	81.2
平成19年度	14,141,218	1,070,108	10,918,975	2,152,135	15.2	83.5
平成20年度	14,691,206	1,313,236	10,911,808	2,466,162	16.8	81.6
平成21年度	14,565,948	1,249,620	10,918,271	2,398,057	16.5	82.0
平成22年度	14,892,434	1,330,149	11,096,118	2,466,167	16.6	81.8
平成23年度	14,876,183	1,327,242	10,999,710	2,549,231	17.1	81.2
平成24年度	14,728,051	1,104,063	11,060,861	2,563,128	17.4	81.2
平成25年度	14,921,281	1,243,307	11,086,274	2,591,700	17.4	81.1

- 平成25年度の流域下水道事業分
 年間総処理水量(A)：4,766,196千 m³、年間雨水処理水量(B)：117,877千 m³、
 年間有収水量(C)：4,407,564千 m³、年間不明水(D=A-B-C)：240,755千 m³、
 D/A ≒ 5.1%

【数値の出所は各年度における地方公営企業年鑑と地方公営企業の概況(総務省)】

表-25 有収率(%)が低い事業体(平成25年度)

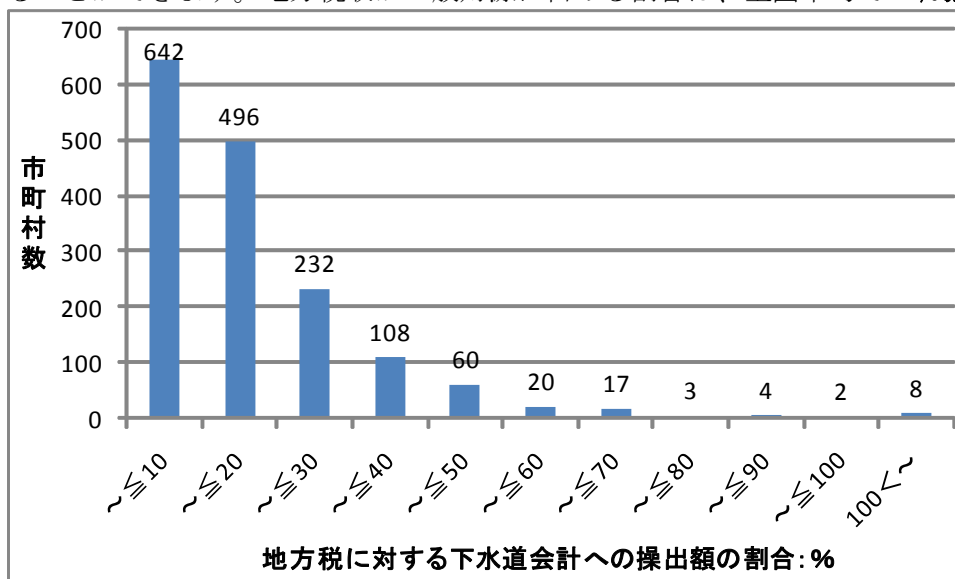
平成25年度 No.	事業名	有収率 %	施設利用率 %	供用開始後年	一般家庭使用料 円	経費回収率% 控除前
1	長野県大町市	0.0	0.0	14	3,620	47.5
2	岩手県大船渡市	0.0	0.0	25	2,625	14.7
3	佐賀県鳥栖市	0.0	0.0	15	2,362	23.0
4	滋賀県彦根市	2.9	73.6	14	2,814	44.6
5	岡山県井原市	2.9	66.0	5	2,615	16.3
6	福島県金山町	4.2	75.0	1	3,150	2.1
7	岩手県大槌町	20.0	39.7	15	2,520	3.6
8	福島県北塩原村	21.8	70.8	18	2,572	11.7
9	群馬県みなかみ町	22.5	85.7	21	1,890	18.4
10	滋賀県彦根市	23.4	73.6	23	2,814	47.8
11	北海道釧路市	24.2	52.2	28	4,297	57.1
12	宮城県塩竈市	25.8	0.0	16	3,150	11.8
13	愛知県津島市	31.0	67.4	50	2,280	102.3
14	岩手県釜石市	31.8	137.5	54	2,830	90.4
15	北海道士別市	32.9	95.8	40	2,986	109.7
16	北海道上川町	37.1	49.4	26	2,604	37.0
17	山形県大蔵村	37.3	74.7	30	3,202	30.4
18	愛媛県八幡浜市	37.6	93.0	30	2,690	54.9
19	北海道岩内町	38.5	46.8	10	3,780	13.4
20	徳島県徳島市	39.3	76.1	52	2,016	67.1
108	新潟県新潟市	61.8	100.4	47	2,908	85.1
125	新潟県湯沢町	63.2	54.8	25	3,150	54.2

【数値の出所は、総務省「平成25年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」】

(4) 下水道事業会計への繰出について

一般会計等から下水道事業会計への繰出金が市町村財政に及ぼす影響について、地方自治体が住民に提供するサービスの財源の基本である「地方税収」に対する「下水道事業会計への繰出金」の割合を算出しました。

なお、市町村における歳入は、一般財源（使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源）と、特定財源（国庫補助金等、その使途が特定される財源）に大別され、一般財源の多い市町村は、それだけ自らの意志やプランによって住民への財やサービスを提供することができます。地方税収が一般財源に占める割合は、全国平均で**60%強**です。



図ー7 地方税収に対する下水道会計への繰出額の割合(平成25年度)
東京23区を除く1,719市町村のうち、繰出をしていないが127市町村(7.4%)
繰出を行っているのが1,592市町村(92.6%)

- 平成25年度版地方公営企業年鑑によると、**使用料で回収する必要のある汚水処理費1兆6,843億65百万円のうち、実際に使用料により回収されているのは1兆5,052億18百万円**で、**経費回収率は89.4%**と低い水準となっている。

下水道事業における**他会計繰入金**は**1兆7,924億77百万円**で、前年度(1兆7,621億46百万円)に比べ**303億30百万円、1.7%増加**している。また、この額は地方公営企業に対する**他会計繰入金**3兆1,258億92百万円の**57.3%**となっている。

収益的収入に対する繰入金は**1兆3,155億54百万円**(前年度**1兆3,130億9百万円**)で、収益的収入の**42.2%**(同**42.5%**)となっており、主な事業別にみると、公共下水道**1兆587億42百万円、41.8%**(法適用企業**6,641億49百万円、40.9%**、法非適用企業**3,945億93百万円、43.5%**)、特定環境保全公共下水道**976億98百万円、62.5%**(法適用企業**281億45百万円、60.2%**、法非適用企業**695億53百万円、63.5%**)、農業集落排水施設**964億71百万円、67.3%**((法適用企業**185億25百万円、69.3%**、法非適用企業**779億46百万円、66.9%**)となっている。また、資本的収入に対する繰入金は**4,769億23百万円**(前年度**4,491億37百万円**)で、資本的収入に占める割合は**20.6%**(同**18.8%**)となっている。

平成25年の**雨水処理負担金(収益的収入の負担金)**は、**5,780億58百万円**(24年度**5,781億37百万円**、23年度**5,840億28百万円**、22年度**5,924億61百万円**、21年度**5,938億13百万円**)である。

表-26 地方自治体における「下水道会計への繰出」状況

市部(東京 23区を除く)	下水道事業への繰出			下水道事業へ繰出を行っている市		
	実施	未実施	総計	繰出総額(A)	地方税総額(B)	A/B : %
平成21年度	769	17	786	1兆3,732億円	16兆1,774億円	8.5
平成22年度	770	17	787	1兆3,203億円	15兆9,647億円	8.3
平成23年度	770	17	787	1兆3,295億円	16兆0,524億円	8.3
平成24年度	772	17	789	1兆3,061億円	15兆9,662億円	8.2
平成25年度	773	17	790	1兆3,156億円	16兆1,550億円	8.3

町村部	下水道事業への繰出			下水道事業へ繰出を行っている町村		
	実施	未実施	総計	繰出総額(A)	地方税総額(B)	A/B : %
平成21年度	828	113	941	1,978億円	1兆3,896億円	14.2
平成22年度	826	115	941	1,939億円	1兆3,740億円	14.1
平成23年度	821	111	932	1,959億円	1兆3,399億円	14.6
平成24年度	818	112	930	1,906億円	1兆3,176億円	14.5
平成25年度	819	110	929	1,918億円	1兆3,225億円	14.5

数値の出所は、市町村決算状況調(総務省)

表-27 地方自治体における「下水道会計への繰出額/地方税」の分布と推移

繰出額/地方税 収 : %(市部)	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
100<~	1	0	1	1	2
80<~≤100	2	0	1	0	2
60<~≤80	1	2	2	2	1
40<~≤60	3	3	4	6	5
30<~≤40	20(3%)	19(2%)	21(3%)	23(3%)	25(3%)
20<~≤30	60(8%)	65(8%)	76(10%)	70(9%)	75(9%)
10<~≤20	283(36%)	267(34%)	256(33%)	269(34%)	250(32%)
0<~≤10	399(51%)	413(53%)	409(52%)	401(51%)	413(52%)
0	17(2%)	17(2%)	17(2%)	17(2%)	17(2%)
計	786(100%)	786(100%)	787(100%)	789(100%)	790(100%)

繰出額/地方税 収 : %(町村部)	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
100<~	6	6	8	8	6
80<~≤100	7	6	7	5	4
60<~≤80	23(2%)	21(2%)	19(2%)	20(2%)	19(2%)
40<~≤60	63(7%)	59(6%)	70(8%)	68(7%)	75(8%)
30<~≤40	97(10%)	91(10%)	86(9%)	86(9%)	83(9%)
20<~≤30	141(15%)	149(16%)	147(16%)	155(17%)	157(17%)
10<~≤20	258(27%)	269(29%)	263(28%)	254(27%)	246(26%)
0<~≤10	233(25%)	225(24%)	221(24%)	222(24%)	229(25%)
0	113(12%)	115(12%)	111(12%)	112(12%)	110(12%)
計	941(100%)	941(100%)	932(100%)	930(100%)	929(100%)

表-28 地方税収入に対する下水道会計への繰出額の割合(市区分のワースト)

No.	平成25年度	下水道会計 繰出額 A : 百万円	地方税収入 B : 百万円	A/B : %	参考値 : A/B	
					平成24年度	平成22年度
1	宮城県岩沼市	8,552	6,385	134.0	27.4(42)	10.8(320)
2	北海道歌志内市	249	223	111.8	100.4(1)	77.4(1)
3	岩手県陸前高田市	1,113	1,319	84.4	62.2(3)	30.0(25)
4	宮城県東松島市	2,623	3,234	81.1	56.8(4)	18.4(106)
5	岡山県美作市	2,372	3,150	75.3	78.5(2)	72.9(2)
6	北海道三笠市	508	921	55.1	56.5(5)	38.6(7)
7	宮城県塩竈市	2,611	5,291	49.4	30.6(30)	21.1(77)
8	茨城県潮来市	1,402	3,124	44.9	42.7(8)	16.7(136)
9	島根県雲南市	1,794	4,064	44.2	42.8(7)	33.1(14)
10	新潟県魚沼市	1,640	3,997	41.0	41.2(9)	45.8(3)
11	岡山県備前市	2,008	5,138	39.1	36.7(13)	32.2(17)
12	長野県飯山市	927	2,384	38.9	39.0(10)	41.9(4)
13	兵庫県たつの市	4,011	10,669	37.6	37.6(12)	31.6(20)
14	兵庫県養父市	914	2,499	36.6	44.9(6)	35.4(10)
15	新潟県村上市	2,386	6,693	35.7	35.9(16)	31.7(19)
16	新潟県佐渡市	1,938	5,438	35.6	33.4(21)	31.3(22)
17	宮城県石巻市	5,131	14,490	35.4	22.8(75)	15.3(168)
18	広島県江田島市	933	2,657	35.1	34.8(18)	35.1(11)
19	青森県平川市	819	2,349	34.9	38.0(11)	38.4(8)
20	兵庫県淡路市	1,696	4,904	34.6	36.2(15)	33.9(13)
21	岡山県新見市	1,175	3,412	34.4	34.4(19)	39.9(6)
22	北海道美唄市	716	2,165	33.1	33.8(20)	35.7(9)
23	富山県南砺市	2,278	6,926	32.9	32.9(23)	31.8(18)
24	岐阜県下呂市	1,555	4,796	32.4	31.4(27)	34.6(12)
24	京都府南丹市	1,425	4,401	32.4	33.4(22)	41.1(5)
24	兵庫県篠山市	1,828	5,650	32.4	32.4(24)	29.9(26)
27	岩手県大船渡市	1,332	4,118	32.3	18.7(121)	12.7(248)
28	兵庫県相生市	1,402	4,362	32.1	30.9(27)	28.9(31)
28	兵庫県南あわじ市	1,852	5,778	32.1	31.5(26)	27.9(36)
30	兵庫県西脇市	1,600	5,024	31.8	30.8(29)	29.4(29)
31	福島県相馬市	1,534	4,833	31.7	20.9(91)	14.7(185)
32	岩手県釜石市	1,237	4,022	30.8	9.8(379)	5.6(610)
41	新潟県妙高市	1,323	4,662	28.4	28.5(38)	28.2(33)
44	宮城県登米市	1,995	7,452	26.8	36.4(14)	28.8(32)
49	新潟県南魚沼市	1,941	7,463	26.0	22.9(73)	22.2(65)
56	新潟県糸魚川市	1,593	6,358	25.1	25.6(50)	24.7(46)

注) 東京23区を除く790市の加重平均値 : 8.1%(≒13,156億円/162,190億円)

【数値の出所は平成25年度市町村別決算状況調(総務省)】

○ 東日本大震災の被災市における比較

	平成24年度(繰出/地方税)	平成25年度(繰出/地方税)
宮城県岩沼市	27.4≒(1,569/5,731)	→ 134 ≒(8,552/6,385)
岩手県陸前高田市	62.2≒(732/1,176)	→ 84.4≒(1,113/1,319)
宮城県東松島市	56.8≒(1,516/2,671)	→ 81.1≒(2,623/3,234)
宮城県塩竈市	30.6≒(1,516/4,961)	→ 49.4≒(2,611/5,291)
宮城県石巻市	22.8≒(2,815/12,356)	→ 35.4≒(5,131/14,490)
岩手県大船渡市	18.7≒(649/3,474)	→ 32.3≒(1,332/4,118)
福島県相馬市	20.9≒(967/4,631)	→ 31.7≒(1,534/4,833)
岩手県釜石市	9.8≒(363/3,715)	→ 30.8≒(1,237/4,022)
宮城県登米市	36.4≒(2,597/7,142)	→ 26.8≒(1,995/7,452)

表-29 地方税収入に対する下水道会計繰出額の割合(町村分のワースト)

No.	平成25年度	下水道会計 繰出額 A : 百万円	地方税収入 B : 百万円	A/B : %	参考値 : A/B	
					平成24年度	平成22年度
1	山梨県丹波山村	178	56	319.8	325.9(1)	280 (1)
2	山梨県小菅村	183	73	250.4	234.7(2)	220 (2)
3	福島県昭和村	116	82	142.9	144.6(3)	166 (3)
4	島根県知夫村	63	45	139.6	137.8(5)	133 (4)
5	東京都桧原村	284	209	136.2	114.3(6)	90.3(9)
6	福島県浪江町	448	383	117.1	110.5(7)	20.9(322)
7	沖縄県座間味村	72	74	97.5	82.4(13)	94.9(7)
8	長崎県小値賀町	143	150	95.4	102.7(8)	45.8(66)
9	北海道初山別村	101	116	87.1	85.1(12)	69.5(19)
10	鳥取県若桜町	201	245	82.3	86.6(10)	88.9(10)
11	福島県富岡町	1,127	1,553	72.6	41.5(89)	20.0(332)
12	北海道寿都町	162	229	70.8	63.5(30)	32.3(162)
13	青森県新郷村	138	199	69.7	65.6(28)	57.8(35)
14	長野県平谷村	72	105	68.4	12.7(513)	18.5(365)
15	熊本県相良村	212	314	67.5	66.0(26)	61.8(31)
16	鹿児島県三島村	25	38	67.4	66.7(24)	62.9(29)
17	長野県根羽村	61	90	67.3	88.4(9)	113 (6)
17	長野県小川村	127	188	67.3	74.9(14)	88.4(11)
19	岡山県和气町	1,003	1,502	66.8	66.4(23)	67.9(22)
20	長野県木島平村	269	405	66.5	67.1(22)	67.0(26)
21	秋田県八峰町	381	575	66.2	68.9(18)	70.7(18)
22	長野県佐久穂町	684	1,062	64.4	62.0(31)	67.3(25)
23	福井県池田町	155	242	64.3	71.6(15)	93.9(8)
24	岩手県野田村	180	281	64.0	59.3(34)	55.1(42)
29	宮城県山元町	650	1,072	60.6	52.6(46)	26.1(348)
30	島根県海士町	116	197	59.1	55.2(41)	120 (5)
31	北海道遠別町	157	266	58.9	54.5(42)	46.4(64)
32	新潟県阿賀町	774	1,319	58.6	60.4(32)	61.1(33)
33	北海道様似町	241	417	57.6	53.8(44)	54.5(43)
34	岩手県西和賀町	307	536	57.3	49.0(56)	48.5(61)
45	新潟県出雲崎町	221	421	52.4	58.5(36)	75.5(15)
46	岩手県田野畑村	113	220	51.4	41.3(81)	32.3(163)
78	新潟県津南町	452	1,041	43.5	40.0(101)	42.4(81)
89	岩手県大槌町	324	774	41.9	50.6(52)	23.7(276)
91	新潟県関川村	283	681	41.5	46.3(66)	42.0(83)

注)東京23区を除く929町村の加重平均値 : 13.7% (≒1,918億円/13,980億円)

【数値の出所は平成25年度市町村別決算状況調(総務省)】

○ 東日本大震災の被災町村における比較

	平成24年度(繰出/地方税)	→	平成25年度(繰出/地方税)
福島県昭和村	144.6≒(117/ 81)	→	142.9≒(116/ 82)
福島県浪江町	110.5≒(418/ 378)	→	117.1≒(448/ 383)
福島県富岡町	41.5≒(670/1,613)	→	72.6≒(1,127/1,553)
岩手県野田村	59.3≒(139/ 235)	→	64.0≒(180/ 281)
宮城県山元町	52.6≒(480/ 913)	→	60.6≒(650/1,072)
岩手県西和賀町	49.0≒(263/ 536)	→	57.3≒(307/ 536)
岩手県田野畑村	41.3≒(82/ 200)	→	51.4≒(113/ 220)
岩手県大槌町	50.6≒(326/ 645)	→	41.9≒(324/ 774)

【消滅か存続か いま正念場 人を呼び仕事育てる】

【出典：平成26年8月20日付け日本経済新聞】

- 「ついに村が見放されたか」。山梨県東部の小菅村。村役場ナンバー2の青柳万寿男総務課長は肩を落とした。今年春の新卒採用で村出身者から役場職員の応募がゼロになったためだ。同村は東京都足立区ほどの面積だが人数はわずか738人。農林業は衰え、頼みの電機部品メーカーも撤退した。仕事を探す若者が流出し、人口はピーク時から3分の1に減った。税収は年7,200万円と、9億円近い国からの交付税がなければ生活インフラの維持が難しい。同村は首都圏の大水脈の源流に位置し、水源林の保存が必要。地域が維持できなくなれば、影響は東京にも及ぶ。

表-30 地方税収入に対する下水道会計への繰出額の割合

H25年度	地方税 A 百万円	下水道事 業会計繰 出額 B 百万円	B/A %	H25年度	B/A %	
					(降順)	
新潟市	118,993	14,442	12.1	阿賀町	58.6	1
長岡市	37,623	5,894	15.7	出雲崎町	52.4	2
三条市	13,217	1,499	11.3	津南町	43.5	3
柏崎市	15,741	2,062	13.1	関川村	41.5	4
新発田市	11,218	1,527	13.6	魚沼市	41.0	5
小千谷市	5,149	1,137	22.1	村上市	35.7	6
加茂市	2,806	646	23.0	佐渡市	35.6	7
十日町市	6,479	1,245	19.2	弥彦村	33.9	8
見附市	4,674	1,032	22.1	妙高市	28.4	9
村上市	6,693	2,386	35.7	南魚沼市	26.0	10
燕市	10,353	1,393	13.5	糸魚川市	25.1	11
糸魚川市	6,358	1,593	25.1	加茂市	23.0	12
妙高市	4,662	1,323	28.4	田上町	22.5	13
五泉市	5,355	675	12.6	小千谷市	22.1	14
上越市	28,036	4,200	15.0	見附市	22.1	15
阿賀野市	4,326	878	20.3	阿賀野市	20.3	16
佐渡市	5,438	1,938	35.6	十日町市	19.2	17
魚沼市	3,997	1,640	41.0	胎内市	16.1	18
南魚沼市	7,463	1,941	26.0	長岡市	15.7	19
胎内市	3,679	594	16.1	上越市	15.0	20
聖籠町	4,671	407	8.7	湯沢町	14.9	21
弥彦村	944	320	33.9	新発田市	13.6	22
田上町	1,160	261	22.5	燕市	13.5	23
阿賀町	1,319	774	58.6	柏崎市	13.1	24
出雲崎町	421	221	52.4	五泉市	12.6	25
湯沢町	3,991	594	14.9	新潟市	12.1	26
津南町	1,041	452	43.5	三条市	11.3	27
刈羽村	2,700	156	5.8	聖籠町	8.7	28
関川村	681	283	41.5	刈羽村	5.8	29
粟島浦村	34	1	3.9	粟島浦村	3.9	30
30市町村	319,222	51,514	16.1	30市町村	16.1	

【数値の出所は、総務省、平成25年度市町村別決算状況調】

(5) 下水道経営の現状分析と課題把握のための経営指標

(公益社団法人)日本下水道協会では、平成25年7月22日から「下水道経営サポート検討会(座長 滝沢智東京大学大学院教授)」が通算5回開催され、この検討会での議論をもとに「下水道経営改善ガイドライン」を取りまとめられ、平成26年6月18日に公表されました。

その概要は、以下に示すとおりです。

○ 「下水道経営改善ガイドライン」策定の背景とねらい

わが国では、平成24年度末で、全国の下水道普及率が約76%まで整備が進んでいる。しかし、地方の財政状況が厳しい現下において、**下水道事業の経営状況をみると、多額の地方債残高や一般会計繰入金に依存するなど厳しい経営状況となっているのが現状である。**

下水道事業が今後も安定的で持続可能な事業となるためには、悪化している財政状態や経営状況を早急に改善し、これまでのストックをどのように維持して、健全な事業運営を図るかを再考する必要がある。

そのために、まずは**各事業者が自身の経営状況を客観的に把握することが必要である**が、下水道事業への地方公営企業法の適用は未だ進んでおらず、また、他の事業者と比較可能な経営指標も整備されていない。

このため、各事業者が自身の経営状況を把握できるように、将来的に地方公営企業法の適用が浸透するまで、**事業者が扱いやすい簡便な経営指標を設定**する必要がある。

国土交通省と公益社団法人日本下水道協会は、学識経験者等有識者や地方自治体職員などを委員とする「下水道経営サポート検討会」を設置して、下水道事業の経営改善に資するガイドラインの策定を行ったところである。

表-31 下水道経営の現状と課題のまとめ

下水道経営の現状	課題や懸念事項
① 資本費が高い(元利償還費が多い)	汚水処理原価が高くなる、経費回収率が悪化する
② 人口減少による既整備区域の収入減少	経費回収率が悪化する、一般会計繰入金への依存度が高くなる
③ 水洗化率(接続率)の低迷	計画した使用料収入が確保できない
④ 老朽化施設が多い	建設改良費が増加する(短期間に集中する)
⑤ 一般会計繰入金に依存した経営	経費回収率が悪化する
⑥ 維持管理費が高い	経費回収率が悪化する
⑦ 施設効率が低い	投資に見合った収入が確保できない

(出典：(公社)日本下水道協会、下水道経営改善ガイドライン、H26.06/18)

○ 下水道経営の現状と課題にそれぞれ対応する経営指標を以下のとおり選定する。

7つの現状と課題に対し、それぞれの状況を測定・評価して、さらには経営改善効果を検証することがふさわしい経営指標を選定した。

また、経営改善実施にあたって、事業者が現状でどの状況にあるのかを明確にするため、経営指標によるランク分けを実施した。それぞれのランクの設定主旨は以下のとおりである。

表-32 下水道事業における経営指標

下水道経営の現状	評価指標	備考
① 資本費が高い(元利償還費が多い)	債務償還年数(年)	地方債残高が適正か
② 人口減少による既存整備区域の収入減少	経費回収率(%)	経費回収率が適正か
③ 水洗化率(接続率)の低迷	水洗化率(接続率)(%)	水洗化率(接続率)が適正か
④ 老朽化施設が多い	管渠の平均年齢(年)	老朽化の状況を確認する
⑤ 一般会計繰入金に依存した経営	経費回収率(%)	経費回収率が適正化
⑥ 維持管理費が高い	有収水量当たりの維持管理費(%)	維持管理の状況を確認する
⑦ 施設効率が低い	施設利用率(%)※	施設効率が適正か

※水処理施設のみを対象としている。

(出典：(公社)日本下水道協会、下水道経営改善ガイドライン、H26.06/18)

表-33 経営指標のランク

ランク	設定主旨
Aランク	原則としてすべての下水道事業者が目標とすべきランクである。
Bランク	Aランクに含まれなかった事業者が区分されるランクである。下水道の経営改善施策の中から、経営指標改善に効果的と考えられる施策を活用してAランクを目指すべきランクである。
Cランク	Aランク及びBランクを達成できなかった事業者のランクである。よって、Cランクの指標は、Bランクとなるように早急に改善を行う必要がある。

(出典：(公社)日本下水道協会、下水道経営改善ガイドライン、H26.06/18)

表-34 下水道経営の現状と課題に対する具体的要因

経営指標	具体的要因
① 債務償還年数(年)	●元利償還費が多い、●使用料収入不足(資本費と比して、使用料収入の割合が低い)
② 経費回収率(%)	●元利償還費が多い、●使用料収入不足 ●業務効率化不足
③ 水洗化率(%)	●下水道への理解不足、●住民側の経済的理由
④ 管渠の平均年齢	●改築更新を計画的に行っていない可能性がある
⑤ 経費回収率(%)	●元利償還費が多い、●使用料収入不足、 ●業務効率化不足
⑥ 有収水量当たりの維持管理費(円/m ³)	●業務効率化不足
⑦ 施設利用率(%)	●水洗化率(接続率)の低迷(下水道への理解不足、住民側の経済的理由)、●事業計画策定時からの状況の変化

(出典：(公社)日本下水道協会、下水道経営改善ガイドライン、H26.06/18)

表-35 評価指標の算出方法とランク分け

① 債務償還年数(年) = [地方債残高] / [業務活動等によるキャッシュフロー]			
全国加重平均値	Aランク	Bランク	Cランク
公共下水道：23年 特環下水道：37年	30年未満	30年以上45年未満	45年以上
②と⑤ 経費回収率(%) = ([使用料収入] / [汚水処理費]) × 100			
全国加重平均値	Aランク	Bランク	Cランク
公共下水道：91.2% 特環下水道：58.5%	100%以上	80%以上100%未満	80%未満
③ 水洗化率(接続率)(%) = 現在水洗便所設置済人口 / 現在処理区域内人口 × 100			
全国加重平均値	Aランク	Bランク	Cランク
公共下水道：94.0% 特環下水道：77.6%	95%以上	90%以上95%未満	90%未満
④ 管渠の平均年齢(年) = $\sum \{(\text{各年の管理延長} \times \text{管渠布設経過年数}) / \text{総延長合計}\}$			
全国加重平均値 公共下水道：20.1年	管渠の平均年齢と20年を比較し、管渠の平均年齢が20年を超えている場合、管路のリスク評価による改築優先順位等を検討し、更新費用を含めた事業(予算)の平準化を図る。20年未満の場合は、下水道事業の役割を踏まえ、施設の状態を把握し、計画的、効率的に管理する。		
⑥ 有収水量当たりの維持管理(円/m ³) = 汚水処理費(維持管理費) / 年間有収水量			
全国加重平均値(円/m ³) 単独(流域) 公共下水道：66.0(65.7) 特環下水道：158.2 (104.8)	有収水量当たりの維持管理費が、有収水量密度ごとの平均値(平成23年度の数値を基準)や、各区分で大部分の事業者が集中している箇所から大きく外れている場合は、各事業者が自身の判断で、維持管理費の内訳を確認し、なぜ高くなるのか、あるいは低くなるのかを一度確認する。		
⑦ 施設利用率(%) = 現在晴天時平均処理水量 / 現在処理能力(晴天時) × 100			
Aランク		Bランク及びCランク	
施設利用率が、各事業者において算定した「計画1日平均汚水量 / 計画1日最大汚水量」の比率を上回るか、同じであること。		施設利用率が、各事業者において算定した「計画1日平均汚水量 / 計画1日最大汚水量」の比率を下回ること。	

表-36 経営指標値がBランク以下になる具体的な要因と改善効果がある施策

経営指標	ランク	対応	具体的要因	効果がある施策
				施策(青字:収入改善施策、赤色:支出抑制施策)
①債務償還年数	A	現状維持		
	B	Aランクを目指す	<ul style="list-style-type: none"> 元利償還費が多い 使用料収入不足 	2-1 適切な下水道使用料への見直し(P53) 2-2 接続の促進(P57) 2-3 有収率向上対策(P61) 2-4 未徴収(滞納)対策(P62) 2-5 その他営業収益事業の採用(P64) 3-1 準建設改良費に対する起債(P68) 3-2 一般会計繰入金(P71) 3-3 下水道事業債(特別措置分)(P75) 3-4 建設改良費の削減(P77) 3-6 処理場等の統廃合(P82) 3-9 アセットマネジメント手法の導入(P92)
	C	Bランクを目指す		
②経費回収率	A	現状維持		
	B	Aランクを目指す	<ul style="list-style-type: none"> 元利償還費が多い 使用料収入不足 業務効率化不足 	2-1 適切な下水道使用料への見直し(P53) 2-2 接続の促進(P57) 2-3 有収率向上対策(P61) 2-4 未徴収(滞納)対策(P62) 2-5 その他営業収益事業の採用(P64) 3-1 準建設改良費に対する起債(P68) 3-2 一般会計繰入金(P71) 3-3 下水道事業債(特別措置分)(P75) 3-4 建設改良費の削減(P77) 3-5 包括的民間委託の採用(P80) 3-6 処理場等の統廃合(P82) 3-7 業務連携(P88) 3-8 不明水対策(P90)
	C	Bランクを目指す		
③水洗化率(接続率)	A	現状維持		
	B	Aランクを目指す	<ul style="list-style-type: none"> 下水道への理解不足 住民側の経済的理由 	2-2 接続の促進(P57)
	C	Bランクを目指す		
④管渠の平均年齢	資産の老朽化の状況を判断する指標であり、ランク判定は行わない。		<ul style="list-style-type: none"> 改築更新を計画的に行っていない 	3-8 不明水対策(P90) 3-9 アセットマネジメント手法の導入(P92)
⑤経費回収率	A	現状維持		
	B	Aランクを目指す	<ul style="list-style-type: none"> 元利償還費が多い 使用料収入不足 業務効率化不足 	2-1 適切な下水道使用料への見直し(P53) 2-2 接続の促進(P57) 2-3 有収率向上対策(P61) 2-4 未徴収(滞納)対策(P62) 2-5 その他営業収益事業の採用(P64) 3-1 準建設改良費に対する起債(P68) 3-2 一般会計繰入金(P71) 3-3 下水道事業債(特別措置分)(P75) 3-4 建設改良費の削減(P77) 3-5 包括的民間委託の採用(P80) 3-6 処理場等の統廃合(P82) 3-7 業務連携(P88) 3-8 不明水対策(P90)
	C	Bランクを目指す		
⑥有収水量当たりの維持管理費	有収水量当たりの維持管理費は、維持管理の状況を判断する指標であり、ランク判定は行わない。		業務効率化不足	3-5 包括的民間委託の採用(P80) 3-6 処理場等の統廃合(P82) 3-7 業務連携(P88) 3-8 不明水対策(P90)
⑦施設利用率	A	現状維持		
	B及びC	Aランクを目指す	<ul style="list-style-type: none"> 水洗化率(接続率)の低迷(下水道への理解不足・住民側の経済的理由) 事業計画策定時からの状況の変化 	2-2 接続の促進(P57) 3-6 処理場等の統廃合(P82)
4-1 地方公営企業法の適用(P95)・・・使用料改定やアセットマネジメントの導入に資する情報を得られ、中長期的に経営指標に影響を与える。				

(出典：(公社)日本下水道協会、下水道経営改善ガイドライン、H26.06/18)

表-37 汚水処理施設整備事業の供用開始後年(降順)、水洗化率、処理区域内人口密度

平成25年度 公共 下水道	供用開 始後年 年	水洗化 率 %	処理区域 内人口密 度 人/ha
長岡市	87	96.7	38
新潟市	47	89.7	57
見附市	45	91.0	41
燕市	36	66.1	41
柏崎市	33	98.6	33
十日町市	31	95.6	36
五泉市	29	74.7	38
村上市	26	57.0	34
上越市	26	93.0	35
加茂市	25	77.9	43
糸魚川市	25	93.5	28
妙高市	25	99.2	33
湯沢町	25	87.5	22
南魚沼市	24	89.2	23
小千谷市	22	91.4	35
魚沼市	22	94.8	26
胎内市	22	81.1	30
三条市	20	57.1	62
佐渡市	19	59.4	20
阿賀町	18	69.0	18
阿賀野市	17	64.2	24
聖籠町	14	83.4	8
新発田市	12	58.3	42

平成25年度 農業集落 排水施設	供用開 始後年 年	水洗化 率 %	処理区域 内人口密 度 人/ha
魚沼市	35	97.4	17
阿賀野市	33	69.9	23
上越市	32	91.7	12
柏崎市	30	91.6	14
十日町市	30	87.8	16
村上市	30	79.2	20
新潟市	29	83.6	21
長岡市	27	96.8	20
小千谷市	27	96.6	16
新発田市	26	81.6	19
南魚沼市	24	95.2	16
刈羽村	24	96.1	20
阿賀町	22	90.0	16
糸魚川市	21	92.3	10
出雲崎町	21	92.7	12
田上町	19	95.6	12
津南町	19	85.2	10
三条市	18	69.4	16
見附市	18	94.5	16
胎内市	17	67.8	20
妙高市	16	91.2	14
関川村	14	67.2	14
佐渡市	7	76.5	7

平成25年度 特環 下水道	供用開 始後年 年	水洗化 率 %	処理区域 内人口密 度 人/ha
弥彦村	33	87.3	25
魚沼市	30	92.0	19
村上市	29	77.8	24
長岡市	27	86.6	25
糸魚川市	27	99.1	21
田上町	27	90.1	28
妙高市	26	85.4	16
南魚沼市	25	67.7	23
新潟市	24	60.7	24
新発田市	24	61.2	21
柏崎市	21	90.5	15
湯沢町	21	81.3	9
十日町市	19	85.2	25
五泉市	19	63.6	25
上越市	19	85.3	25
胎内市	19	60.6	31
阿賀町	18	90.0	18
出雲崎町	17	95.0	22
三条市	15	61.8	20
佐渡市	15	58.4	25
燕市	14	80.5	29
聖籠町	14	84.8	31
津南町	14	73.7	27
関川村	13	71.2	23
阿賀野市	10	66.3	25

平成25年度 漁業集落 排水施設	供用開 始後年 年	水洗化 率 %	処理区域 内人口密 度 人/ha
粟島浦村	30	100.0	29
村上市	28	92.3	52
佐渡市	28	81.3	15
糸魚川市	20	91.0	26

平成25年度 林業集落 排水施設	供用開 始後年 年	水洗化 率 %	処理区域 内人口密 度 人/ha
阿賀町	18	100.0	29

平成25年度 小規模 集合処理	供用開 始後年 年	水洗化 率 %	処理区域 内人口密 度 人/ha
魚沼市	10	100.0	5
新発田市	3	67.6	17

赤字はランクCを表す。

赤字はランクCを表す。

平成25年度 特定地域 生活排水	供用開 始後年 年	水洗化 率 %	処理区域 内人口密 度 人/ha
出雲崎町	18	99.1	42
長岡市	17	100.0	0
糸魚川市	14	100.0	1
南魚沼市	14	99.4	5
上越市	10	100.0	0
十日町市	8	100.0	1
新潟市	2	100.0	292

平成25年度 個別排水 処理施設	供用開 始後年 年	水洗化 率 %	処理区域 内人口密 度 人/ha
村上市	21	100.0	8
魚沼市	16	79.6	27
阿賀町	16	100.0	53
刈羽村	16	85.5	73
長岡市	14	100.0	3
十日町市	13	100.0	0
南魚沼市	12	100.0	29
上越市	7	100.0	0
新潟市	3	100.0	58

赤字はランクCを表す。

ランクCの割合

公共 特環 農集 漁集 林集 小規模 全体
 $14/23(61\%) + 19/25(76\%) + 10/23(43\%) + 1/4(25\%) + 0/1(0\%) + 1/2(50\%) = 45/78(58\%)$

表-38 公共下水道事業における経費回収率等

平成25年度 公共下水道	使用料 単 価 円/m ³ A	汚水処理原価：円/m ³		経費回収率：%		
		控除後 B	控除前 C	A/C (降 順)	維持管理 費	A/B 経営指標
魚沼市	203.43	142.74	143.07	142.2	210.9	142.5
妙高市	179.36	113.22	204.30	87.8	169.9	158.4
新潟市	172.62	176.39	202.83	85.1	284.4	97.9
長岡市	125.82	152.25	172.21	73.1	216.0	82.6
上越市	182.85	300.99	300.99	60.7	266.9	60.7
小千谷市	156.76	96.45	278.19	56.4	190.9	162.5
十日町市	183.37	232.35	330.36	55.5	163.2	78.9
湯沢町	200.64	199.88	370.51	54.2	215.7	100.4
柏崎市	140.29	131.15	260.28	53.9	183.7	107.0
見附市	145.02	164.64	299.63	48.4	140.6	88.1
新発田市	182.24	242.61	395.18	46.1	178.1	75.1
胎内市	169.86	295.26	371.78	45.7	115.8	57.5
五泉市	147.67	220.33	328.07	45.0	211.3	67.0
燕市	106.8	150.98	244.45	43.7	153.9	70.7
南魚沼市	198.69	193.89	461.74	43.0	133.0	102.5
加茂市	157.47	251.68	374.39	42.1	179.8	62.6
聖籠町	154.29	299.19	409.57	37.7	126.1	51.6
佐渡市	236.04	286.50	715.00	33.0	89.0	82.4
阿賀野市	138.27	184.14	421.27	32.8	87.2	75.1
糸魚川市	159.48	320.43	498.63	32.0	132.5	49.8
三条市	197.54	335.81	664.24	29.7	121.1	58.8
阿賀町	166.83	223.33	684.49	24.4	74.9	74.7
村上市	118.19	220.70	487.64	24.2	89.4	53.6

赤字はCランクを表す。

(経費回収率でソート)

平成25年度 公共下水道	処理区域内 人口 人	処理区域 内人口1 人当たり 地方債現 在高 千円	地 方 債 現 在 高 百万円	一般家庭 使用料 円/(m ³ ・月)	有収率 %	施設利用 率 経営指標 %
新潟市	643,260	499	320,987	2,908	61.8	100.4
長岡市	228,534	239	54,620	2,184	82.2	69.9
三条市	11,625	970	11,276	3,622	94.0	28.8
柏崎市	55,713	446	24,848	2,664	86.7	57.4
新発田市	34,748	622	21,613	3,024	94.1	0
小千谷市	30,885	384	11,860	3,150	94.4	0
加茂市	19,706	662	13,045	2,730	100.0	47.9
十日町市	21,944	343	7,527	3,255	85.8	67.4
見附市	34,805	338	11,764	2,835	73.3	69.5
村上市	30,494	645	19,669	2,415	97.9	47.0
燕市	36,806	581	21,384	1,869	68.2	42.0
糸魚川市	31,129	498	15,502	2,887	96.6	52.5
妙高市	16,806	355	5,966	3,150	88.0	45.6
五泉市	29,404	551	16,202	2,730	94.9	0
上越市	99,828	770	76,868	3,095	97.0	57.3
阿賀野市	22,717	436	9,905	2,520	95.0	55.4
佐渡市	29,612	637	18,863	4,100	94.4	26.4
魚沼市	22,498	424	9,539	4,200	82.7	0
南魚沼市	22,390	582	13,031	3,780	79.2	45.3
胎内市	13,774	580	7,989	3,255	83.1	45.8
聖籠町	9,071	525	4,762	3,150	100.0	0
阿賀町	4,105	450	1,847	3,360	100.0	50.0
湯沢町	6,589	602	3,967	3,150	63.2	54.8
計	1,456,443	—	703,034	—	—	—

【数値の出所は平成25年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要、総務省】

表-39 特定環境保全公共下水道事業における経費回収率等

平成25年度 特 環 公共下水道	使用料 単 価 円/m ³ A	污水处理原価：円/m ³		経費回収率：%		
		控除後 B	控除前 C	A/C (降 順)	維持管理 費	A/B 経営指標
魚沼市	202.83	205.74	327.36	62.0	116.6	98.6
胎内市	167.78	215.29	292.53	57.4	165.5	77.9
妙高市	185.67	126.28	364.32	51.0	175.8	147.0
新潟市	169.41	311.37	344.89	49.1	171.7	54.4
十日町市	182.51	247.41	389.56	46.9	114.3	73.8
南魚沼市	191.54	235.59	418.83	45.7	129.3	81.3
出雲崎町	212.47	317.50	478.13	44.4	98.1	66.9
津南町	180.92	154.99	407.03	44.4	148.5	116.7
弥彦村	150.00	154.79	364.37	41.2	125.8	96.9
新発田市	164.46	199.95	402.11	40.9	170.6	82.2
田上町	206.85	237.69	551.00	37.5	87.0	87.0
聖籠町	154.29	289.27	412.61	37.4	126.4	53.3

柏崎市	152.13	150.39	431.00	35.3	198.9	101.2
糸魚川市	158.32	296.58	477.56	33.2	90.5	53.4
上越市	216.74	409.02	662.53	32.7	114.2	53.0
五泉市	151.24	226.53	473.89	31.9	140.7	66.8
長岡市	124.71	171.97	402.23	31.0	99.4	72.5
阿賀野市	138.54	231.47	449.46	30.8	149.4	59.9
村上市	175.47	241.78	688.08	25.5	72.6	72.6
関川村	189.51	341.68	758.26	25.0	101.2	55.5
燕市	157.65	605.15	744.57	21.2	63.9	26.1
三条市	194.52	373.90	938.21	20.7	89.7	52.0
阿賀町	153.30	309.61	746.60	20.5	49.6	49.5
佐渡市	218.99	410.88	1,153.70	19.0	60.0	53.3
湯沢町	220.48	469.75	1,256.37	17.5	57.1	46.9

赤字はCランクを表す。

(経費回収率でソート)

平成 25年度	処理区域内 人口	処理区域 内人口1 人当たり 地方債現 在 高 千円	地 方 債 現 在 高 百 万 円	一般家庭 使用料 円/(m ³ ・月)	有収率 %	施設利用 率 経営指標 %
新潟市	21,559	716	15,436	2,908	94.0	46.2
長岡市	23,555	448	10,553	2,184	86.8	36.9
三条市	7,152	1,062	7,595	3,622	94.4	39.3
柏崎市	5,224	861	4,498	2,664	86.6	22.8
新発田市	7,685	955	7,339	3,003	86.5	27.4
十日町市	21,145	480	10,150	3,255	88.1	75.7
村上市	16,725	819	13,698	3,465	85.7	39.7
燕市	349	502	175	3,150	100.0	0.
糸魚川市	6,148	230	1,414	2,887	68.0	39.8
妙高市	6,413	615	3,944	3,150	74.4	25.4
五泉市	1,367	776	1,061	2,730	94.9	0.
上越市	14,348	549	7,877	3,095	98.4	40.8
阿賀野市	9,799	593	5,811	2,520	95.1	0.
佐渡市	7,375	689	5,081	4,100	95.2	24.3
魚沼市	8,728	446	3,893	4,200	77.1	64.0
南魚沼市	21,406	571	12,223	3,780	90.0	100.0
胎内市	6,677	445	2,971	3,255	83.1	45.8
聖籠町	5,101	434	2,214	3,150	100.0	0.
弥彦村	8,529	459	3,915	3,150	81.7	0.
田上町	2,832	754	2,135	3,465	79.0	41.3
阿賀町	3,454	520	1,796	3,150	91.9	33.6
出雲崎町	2,558	426	1,090	3,780	92.5	32.6
湯沢町	465	3,109	1,446	3,150	82.2	9.2
津南町	6,944	549	3,812	3,255	87.9	51.8
関川村	4,678	815	3,813	3,570	97.5	85.0
計	220,216	—	133,940	—	—	—

【数値の出所は平成25年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要、総務省】

表-40 農業集落排水事業における経費回収率等

平成25年度 農業集落 排水施設	使用料 単 価 円/m ³ A	汚水処理原価：円/m ³		経費回収率：%		
		控除後 B	控除前 C	A/C (降 順)	維持管理 費	A/B 経営指標
刈羽村	171.30	277.54	302.77	56.6	78.1	61.7
南魚沼市	193.86	195.11	343.68	56.4	114.4	99.4
妙高市	169.57	160.78	365.16	46.4	134.3	105.5
魚沼市	203.15	213.45	459.86	44.2	115.0	95.2
新潟市	159.32	151.81	377.35	42.2	105.7	104.9
上越市	179.16	254.17	439.82	40.7	81.7	70.5
十日町市	174.05	242.27	436.31	39.9	100.0	71.8
胎内市	176.31	337.44	507.01	34.8	89.6	52.2
柏崎市	136.00	205.53	402.51	33.8	94.4	66.2
出雲崎町	201.51	487.77	620.71	32.5	99.4	41.3
糸魚川市	159.87	268.85	499.41	32.0	138.9	59.5
村上市	164.86	285.56	532.66	31.0	86.3	57.7
長岡市	114.05	166.63	384.07	29.7	78.5	68.4
見附市	143.47	200.20	483.14	29.7	102.0	71.7
小千谷市	154.41	200.14	571.27	27.0	94.6	77.2
三条市	193.07	437.21	726.92	26.6	87.0	44.2
田上町	182.41	283.74	694.00	26.3	64.3	64.3
阿賀野市	132.08	398.95	586.15	22.5	63.2	33.1
阿賀町	161.14	242.98	759.05	21.2	67.1	66.3
新発田市	134.14	315.50	647.32	20.7	88.8	42.5
津南町	176.00	464.08	1,056.19	16.7	58.0	37.9
関川村	190.26	442.76	1,345.65	14.1	119.2	43.0
佐渡市	241.86	1,996.45	3,013.71	8.0	46.5	12.1

赤字はCランクを表す。

(経費回収率でソート)

平成 25年度 農業集落 排水施設	処理区域内 人 口 人	処理区域 内人口1 人当たり 地方債現 在 高 千円	地 方 債 現 在 高 百万円	一般家庭 使用料 円/(m ³ ・月)	有収率 %	施設利用 率 経営指標 %
新潟市	6,210	394	2,447	2,908	89.8	81.0
長岡市	12,500	296	3,700	2,184	88.2	64.6
三条市	10,034	677	6,793	3,622	96.3	35.9
柏崎市	19,672	468	9,206	2,664	116.9	64.1
新発田市	11,504	599	6,891	2,415	97.2	57.5
小千谷市	5,127	410	2,102	3,150	88.0	55.0
十日町市	8,044	421	3,387	3,255	80.6	50.4
見附市	3,449	481	1,659	2,835	96.9	67.3
村上市	12,839	719	9,231	4,200	96.5	52.0
糸魚川市	1,727	311	537	2,887	89.1	55.0
妙高市	4,785	879	4,206	3,150	79.6	111.2
上越市	35,678	529	18,874	3,095	92.9	60.0
阿賀野市	5,942	439	2,609	2,520	87.5	12.3
佐渡市	187	1,443	270	4,100	69.5	34.8
魚沼市	7,666	301	2,307	4,200	72.6	57.7

南魚沼市	11,881	515	6,119	3,780	95.1	52.2
胎内市	9,994	596	5,956	3,255	92.5	43.9
田上町	1,116	426	475	3,465	91.6	62.1
阿賀町	4,088	673	2,751	3,360	84.8	49.7
出雲崎町	1,782	389	693	3,780	91.1	0.
津南町	3,164	882	2,791	3,255	98.9	45.5
刈羽村	4,569	67	306	3,255	98.8	64.4
関川村	1,099	923	1,014	3,570	95.6	36.2
計	183,057	—	94,324	—	—	—

【数値の出所は平成25年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要、総務省】

表-41 漁業集落排水事業における経費回収率等

平成25年度 漁業集落 排水施設	使用料 単 価 円/m ³ A	汚水処理原価：円/m ³		経費回収率：%		
		控除後 B	控除前 C	A/C (降 順)	維持管理 費	A/B 経営指標
粟島浦村	216.27	157.25	183.26	118.0	164.8	137.5
村上市	173.57	150.41	150.41	115.4	115.4	115.4
佐渡市	237.39	439.16	733.76	32.4	54.1	54.1
糸魚川市	157.77	342.32	521.11	30.3	70.7	46.1

赤字はCランクを表す。

(経費回収率でソート)

平成 25年度 漁業集落 排水施設	処理区域内 人 口 人	処理区域 内人口1 人当たり 地方債現 在高 千円	地 方 債 現 在 高 百万円	一般家庭 使用料 円/(m ³ ・月)	有収率 %	施設利用 率 %
村上市	364	0	0	3,465	96.2	33.0
糸魚川市	1,603	341	547	2,887	98.6	28.9
佐渡市	1,537	231	355	4,100	81.9	22.0
粟島浦村	342	50	17	3,780	79.8	22.8
計	3,846	—	919	—	—	—

【数値の出所は平成25年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要、総務省】

表-42 林業集落排水事業における経費回収率等

平成25年度 林業集落 排水施設	使用料 単 価 円/m ³ A	汚水処理原価：円/m ³		経費回収率：%		
		控除後 B	控除前 C	A/C (降 順)	維持管理 費	A/B 経営指標
阿賀町	165.91	425.55	656.97	25.3	39.0	39.0

赤字はCランクを表す。

(経費回収率でソート)

平成 25年度 林業集落 排水施設	処理区域内 人 口 人	処理区域 内人口1 人当たり 地方債現 在高 千円	地 方 債 現 在 高 百万円	一般家庭 使用料 円/(m ³ ・月)	有収率 %	施設利用 率 %
阿賀町	58	214	12	2,940	92.5	31.8

【数値の出所は平成25年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要、総務省】

表-43 小規模集合排水事業における経費回収率等

平成25年度 小規模集合 排水処理	使用料 単 価 円/m ³ A	汚水処理原価：円/m ³		経費回収率：%		
		控除後 B	控除前 C	A/C (降 順)	維持管理 費	A/B 経営指標
魚沼市	200.39	259.04	757.58	26.5	77.4	77.4
新発田市	166.67	907.22	907.22	18.4	58.1	18.4

赤字はCランクを表す。

(経費回収率でソート)

平成 25年度	処理区域内 人 口 人	処理区域 内人口1 人当たり 地方債現 在 高 千円	地 方 債 現 在 高 百万円	一般家庭 使用料 円/(m ³ ・月)	有収率 %	施設利用 率 経営指標 %
新発田市	34	1,771	60	2,898	100.0	0.
魚沼市	18	2,910	52	4,200	98.3	50.0
計	52	—	112	—	—	—

【数値の出所は平成25年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要、総務省】

表-44 特定地域生活排水処理事業における経費回収率等

平成25年度 特定地域生 活排水処理	使用料 単 価 円/m ³ A	汚水処理原価：円/m ³		経費回収率：%		
		控除後 B	控除前 C	A/C (降 順)	維持管理 費	A/B 経営指標
上越市	238.81	405.64	405.64	58.9	92.9	58.9
十日町市	171.07	371.73	409.39	41.8	49.9	46.0
糸魚川市	158.14	292.07	387.33	40.8	69.2	54.1
出雲崎町	191.25	533.27	533.27	35.9	86.3	35.9
南魚沼市	151.36	303.14	443.47	34.1	50.4	49.9
長岡市	130.55	277.52	455.29	28.7	55.8	47.0
新潟市	119.50	463.28	463.28	25.8	29.1	25.8

赤字はCランクを表す。

(経費回収率でソート)

平成 25年度	処理区域内 人 口 人	処理区域 内人口1 人当たり 地方債現 在 高 千円	地 方 債 現 在 高 百万円	一般家庭 使用料 円/(m ³ ・月)	有収率 %	施設利用 率 経営指標 %
新潟市	292	129	38	3,607	100.0	69.0
長岡市	858	249	214	2,940	100.0	69.9
十日町市	1,027	129	132	3,255	100.0	13.5
糸魚川市	1,445	223	322	2,887	100.0	0.
上越市	224	206	46	3,500	100.0	100.0
南魚沼市	1,871	216	404	3,780	100.0	49.6
出雲崎町	422	143	60	3,570	100.0	52.5
計	6,139	—	1,216	—	—	—

【数値の出所は平成25年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要、総務省】

表-45 個別排水処理事業における経費回収率等

平成25年度 個別排水 処理施設	使用料 単 価 円/m ³ A	汚水処理原価：円/m ³		経費回収率：%		
		控除後 B	控除前 C	A/C (降 順)	維持管理 費	A/B 経営指標
村上市	209.98	273.01	273.01	76.9	76.9	76.9
上越市	221.37	334.79	334.79	66.1	92.0	66.1
十日町市	169.74	334.86	412.62	41.1	53.5	50.7
新潟市	119.50	291.82	291.82	40.9	81.8	40.9
刈羽村	186.88	594.46	594.46	31.4	59.0	31.4
阿賀町	155.48	356.73	564.26	27.6	43.6	43.6
長岡市	130.75	315.54	480.60	27.2	63.3	41.4
南魚沼市	137.04	521.67	716.96	19.1	43.4	26.3
魚沼市	212.30	570.91	1,171.30	18.1	37.2	37.2

赤字はCランクを表す。

(経費回収率でソート)

平成 25年度 個別排水 処理施設	処理区域内 人 口 人	処理区域 内人口1 人当たり 地方債現 在 高 千円	地 方 債 現 在 高 百 万 円	一般家庭 使用料 円/(m ³ ・月)	有収率 %	施設利用 率 経営指標 %
新潟市	58	183	11	3,607	100.0	72.2
長岡市	111	356	40	2,940	100.0	85.1
十日町市	450	128	58	3,255	100.0	15.5
村上市	69	0	0	4,200	100.0	43.8
上越市	100	300	30	3,500	100.0	40.8
魚沼市	54	436	24	4,200	100.0	36.0
南魚沼市	204	312	64	3,780	100.0	45.2
阿賀町	158	299	47	3,150	100.0	18.5
刈羽村	220	442	97	3,255	100.0	0.
計	1,424	—	371	—	—	—

【数値の出所は平成25年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要、総務省】